

「さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（案）」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
1	民設があるからといって公設設立を遅らせないでほしい。民設は、公設に比べて費用が全く違いとても高く、保護者負担もかなり多い。向小学校の公設設置を早急に望む。	-	1	待機児童が生じている学区もしくは待機児童が生じることが見込まれる学区だけでなく、保護者会が運営する民設放課後児童クラブが設置されている学校についても、保護者負担の軽減の観点から、保護者会の意向も踏まえながら公設民営の事業である放課後子ども居場所事業の導入に取り組んでまいります。	案のとおりといたします。
2	放課後子ども居場所事業の子供の人数に対する指導員数は、放課後児童クラブと同等になるよう保証してほしい。保証することを文言として明記してほしい。 現在の放課後児童クラブにおいても指導員が足りない状況であるため、居場所事業になってその状況が更に悪化してほしくない。	2-3	1	放課後子ども居場所事業の職員配置については、「さいたま市放課後子ども居場所事業実施要綱」において、安全・安心な放課後の居場所を提供するために必要な配置基準を明確に定めており、本基本方針（案）においても、関係法令に定める基準に従い適切な人員の配置等に取り組むこととしております。	案のとおりといたします。
3	方針案では「待機児童が生じている学区から優先的に導入する」としつつ、「専用室に転用可能な余裕教室等の確保が可能な学校から導入する」とされています。しかし、待機児童が最も深刻な地域ほど余裕教室が存在しないという構造的な矛盾が生じています。 余裕教室の発生を前提とするのではなく、校庭内への専用プレハブ設置や、学校敷地外の近隣物件の借上げを市が主体的に行うなど、ハード面の確保について、より柔軟かつ迅速な対応策を方針内に明記することを要望します。	2	1	目標としている令和10年4月1日までに待機児童解消を実現するために、放課後の受け皿の整備に必要な期間や財政負担の観点から実現可能な方法により取り組んでまいりたいと考えております。敷地内への専用建物の整備等につきましては、学校運営に支障が生じない敷地面積の確保や建築関係法令の適否、整備に係る財政的な負担等の様々な課題について調査・研究してまいります。	案のとおりといたします。
4	方針案では「人材確保・人材育成のための支援を行う」とされていますが、現状においても保育・学童分野の人材不足は深刻です。 単なる理念的な記載にとどまらず、支援員の処遇改善（給与水準の引き上げ等）に向けた具体的な予算措置や、達成目標などを明確に示す必要があると考えます。 特に、放課後の居場所は、単に「場所」を確保すれば成立するものではなく、子どもの安全と成長を支える人材の質が不可欠です。十分な人材確保が見込めない場合には、拙速な導入を避け、段階的な実施とする判断も必要ではないでしょうか。	3	1	放課後児童支援員等の処遇改善については、本市の最上位計画である総合振興計画実施計画に明記しており、これに基づいて着実に実施してまいります。 放課後子ども居場所事業の導入にあたっては、学校施設における実施場所や運営事業者、現場で働く放課後児童支援員等の人材を確実に確保することが必要です。また、特別教室等への空調設備の整備等の環境整備に係る財政負担の平準化の観点も必要ことから、本基本方針（案）に掲げた整備方針に基づいて、計画的に整備を進めてまいります。	案のとおりといたします。
5	民設放課後児童クラブへの支援策として、移転費用や原状回復費用への補助が示されていますが、これは事業縮小や撤退を前提とした対応と受け取れかねません。 実際には、独自の教育方針や手厚い支援体制を評価し、民設クラブを選択している保護者も一定数存在します。 公的事業の拡充によって民設クラブの経営が圧迫され、結果として市民の選択肢が失われることのないよう、運営費助成などを含めた共存・共栄のための継続的支援策を検討・明示することを要望します。	2	1	民設放課後児童クラブについては、児童や保護者が希望する放課後の受け皿を選択できるよう、本基本方針（案）に示した運営継続のための支援を実施してまいります。 あわせて、本市の小学生の放課後の居場所について、児童や保護者が比較・検討することが出来るよう、市ホームページにおいて、引き続き必要な周知に取り組んでまいります。	案のとおりといたします。
6	令和8年度から本格実施とのことですが実施される学校数が明らかに少なすぎます。2年間モデル事業をしてきている中で、進展が遅すぎます。浦和区の学校ではNPOの学童での対応に限界がきています。今の時代、共働きが当たり前となっている中で、学童の整備がここまで遅いことに疑問を感じます。保育園の数だけ増えて、なぜ学童は増えないのか。比例して増えていなければならないはずです。 学童入所希望の児童が年々増えているためNPO学童の分離が必要不可欠となり、働いているから子供を預けたいのに、その働いている保護者が物件探しから引越してから会計から全てを行うことには限界があります。 市長はご自分だったら同じことができますでしょうか。そして分離等によって自分がどの学童に行くのかわからない時期の子供たちの不安な気持ちも考えてほしいです。不安定になってしまった子供もいます。 物価高もあり夫婦が共に働かなければ子供たちを育てていくのは難しい時代です。しかし子供たちは我々やこの国の未来です。子供たちが安心して過ごせる場所をください。少子化がこれだけ進む中、早急に居場所事業を幅広く本格化させてください。 小学校高学年になれば平日の親が帰宅するまでの時間、家で留守番やお友達と学校で遊んで過ごすことができます。しかし夏休みなどの長期休みには高学年子供であっても1日中留守番は厳しいことでもあります。昼食の問題もあります。お弁当を作ったとしても1人で食べるのと学童などでお友達と食べるのでは違います。そういった点からも、居場所事業は必要なのです。 この子育てを見ている若者は不安で子供を持ちたがらないようです。職場でも自分らにはできないと話しているのを耳にします。とても将来が不安です。子供が増えない限り明るい未来は絶対にありません。どうか早急に居場所事業を都市にある学校すべてで実施させてください。	全般	1	放課後子ども居場所事業の導入にあたっては、学校施設における実施場所や運営事業者、現場で働く放課後児童支援員等の人材を確実に確保することが必要です。また、特別教室等への空調設備の整備等の環境整備に係る財政負担の平準化の観点も必要ことから、本基本方針（案）に掲げた整備方針に基づいて、計画的に整備を進めてまいります。	案のとおりといたします。
7	「5 民設放課後児童クラブへの支援」について、金銭的な支援のほかに、現在運営中の民間施設への要員支援の観点を追加してほしい。具体的には人材の紹介や、給与などの待遇改善。	2	1	民設放課後児童クラブにおける人材確保に係る支援については、採用活動への支援として、市主催の合同就職説明会の開催や市ホームページにおいて職員募集の周知を行っております。また、継続的な処遇改善補助の拡充を進めるとともに、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置しているクラブに対する委託料の増額を行っております。本基本方針（案）においても、安全・安心な育成支援環境整備のための支援として、放課後児童支援員等の人材確保、人材育成のための支援を行うこととしており、今後も引き続き取り組んでまいります。	案のとおりといたします。
8	「1ページ 2本市の課題 (3) 多様なニーズへの対応」について、定員なし、その日その日でもちまちま参加人数、夏休み期間だけの利用など、保護者には利用しやすい分、受け入れ側の職員はその日その日の子どもの把握に神経をすり減らしてしまふ。また、児童クラブのような活動もできず、子供の一時預かりのようになっているようである。また、自動車での児童の送り迎えが禁止になっているにもかかわらず、注意されても自動車を使用する保護者もいるという。ごく一部の保護者であると思うが、規則を守れない保護者がいることも懸念される。	1	1	放課後子ども居場所事業の運営にあたっては、利用する児童にとって安全・安心な居場所が提供できるよう、運営事業者において適切な人員の配置、人材育成、現場職員のサポートに取り組んでおります。また、自動車による送迎禁止については、運営事業者において継続的に周知を行っており、今後も引き続き取り組んでまいります。	案のとおりといたします。
9	「2ページ 4整備方針 (1) 放課後子ども居場所事業 エ」について、専用室に転用可能な余裕教室等を利用するにあっては、児童が校内の入っはけないエリアに行ってしまう可能性もあり、児童の安全面で非常に不安を感じる。	2	1	使用する区域については、学校運営に影響がないよう、担当課、学校、運営事業者において、綿密な調整を行っており、児童の移動にあたっては原則として職員が引率することとしております。また、児童のみで移動可とする区域については、カラーコーン等を設置して物理的に区画する等により、区域外への立ち入りが生じない仕組みとしております。	案のとおりといたします。
10	「2ページ 6安全・安心な育成支援環境整備のための支援や国の動向への対応」について、「放課後児童支援員等の人材確保、人材育成のための支援を行う」とあるが、これは最重要課題であると思ふ。居場所事業実施初年度に支援員の不足分を隣県バイトで補うという事態が発生した。これは児童の安全上絶対にあってはならないことである。居場所事業を開始する小学校で役所からの説明を2回聞いたが、その印象は「見切り発車」「あとは委託した業者に任せる」といったものだった。受け入れ側の体制が整わないままの開始に非常に不安を感じた。市議の中には朝の居場所事業も始めたいと意欲を見せられている人もいるが、現実をしっかりと見ほしい。	2-3	1	人材の確保については、委託契約において、職員採用の際に面接の実施や履歴書の提出を求めるなど、適切な人材の採用に努めることを運営事業者に求めており、運営に必要な人員は確保出来るという状況です。	案のとおりといたします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
11	「4 整備方針 (1) 放課後子ども居場所事業 イ 待機児童の生じている学区もしくは待機児童が生じることが見込まれる学区から優先的に導入する。」について、待機児童を出さないように、民設放課後児童クラブがクラブを新設している現状があります。現に大宮南小で同じNPO法人から7つのクラブがあります。待機児童だけではなく、公設・民設児童クラブの利用児童数を割り出し、利用需要が高い小学校を優先に居場所事業を導入することを強く願います。	2	1	本基本方針(案)において、待機児童の定義として、公設放課後児童クラブの申し込みの有無に関わらず放課後児童クラブの利用を希望する全ての児童を対象とすることとしていますので、公設・民設放課後児童クラブ両方の利用児童数を踏まえた利用ニーズの推計に基づき、導入校を検討してまいります。	案のとおりといたします。
12	「2 本市の課題」について、本方針案の課題として、「放課後児童支援員等の人材確保と定着、および保育の質の維持・向上」を明記してほしい。2012年の「あり方」では重視されていた「質」の視点が今回の方針案から抜け落ちています。現場の人手不足は当時より深刻化しており、専門性の高い指導員の確保・質の高い保育は、子どもの健全な発達を促す中で必要不可欠と考える。	1	1	民設放課後児童クラブにおける人材確保に係る支援については、採用活動への支援として、市主催の合同就職説明会の開催や市ホームページにおいて職員募集の周知を行っております。また、継続的な処遇改善補助の拡充を進めるとともに、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置しているクラブに対する委託料の増額を行っております。加えて、市主催による研修の開催や専門知識、実務経験を備えた職員による巡回相談等も実施しているところです。 本基本方針(案)においても、安全・安心な育成支援環境整備のための支援として、放課後児童支援員等の人材確保、人材育成のための支援を行うこととしており、今後も引き続き取り組んでまいります。	案のとおりといたします。
13	「3 課題に対する施策、6 安全・安心な育成支援環境整備」について、居場所事業(特に区分2)においても、放課後児童健全育成事業の財源となっていることから、「40人程度の集団単位を基本とし、専任の有資格者を配置する」という学童保育の基準に適用するべき。議会答弁において「配置は違うが中身は同じ」という説明があったが、現場の安全管理上、不可能と考える。100名規模の事業責任者が直接支援を兼務する体制では、子どもの細やかな変化に対応する質の高い保育はできない。財源ではなく、未来を担う子どもの安全を最優先とした配置基準とする必要がある。	1~3	1	放課後子ども居場所事業では、区分2の児童概ね40人一つの支援の単位とし、放課後児童クラブと同様の基準で有資格者等を配置することを実施要綱で定めております。	案のとおりといたします。
14	「4 整備方針、5 民設放課後児童クラブへの支援」について、民設の学童を「居場所事業が導入できない場合のみ整備する」といった、代替手段として扱うのではなく、「多様なニーズに応える質の高い専門機関」として同等とするべき。また、居場所事業と大きな保育料格差を是正し、多様なニーズに対応するため、民設クラブへの委託金増額および利用料補助の拡充を恒久的な措置を行うべき。保育料格差による児童流出は、行政による「意図的な差別」と見える。導入初年度にのみ支援を限定せず、ニーズが変動する中で民設クラブが安定して存続できる仕組みを構築することで、真の「多様なニーズへの対応」ができる。保険料格差によって、保護者の経済負担等の軽減による選択により、未来を担う児童の心の安定が阻害されることがあってはならない。	2	1	放課後の受け皿の整備の方針として、まずは放課後子ども居場所事業による整備を検討し、早期に導入できない場合に民設放課後児童クラブの整備により対応することとしているものです。民設放課後児童クラブの位置づけは、放課後子ども居場所事業と同等と認識しており、児童や保護者が希望する放課後の受け皿を選択できるよう、引き続き必要な支援について取り組んでまいります。	案のとおりといたします。
15	「5 民設放課後児童クラブへの支援(3)」について、行政の施策転換(公設廃止・居場所事業導入)に伴い職を失う恐れのある支援員に対し、転職先の「紹介」に留まらず、具体的な雇用維持支援や処遇の保障をするべき。市の待機児童対策が一向に改善されない中で、必然と善意によって協力してきた民設事業者および支援員に対し、行政の都合で「運営が厳しくなれば紹介のみ」とする対応は極めて不誠実。これまで、民設事業者が増加したのは市の子育て事業に対する責任と考える。児童への質の高い保育ができる人材の流出は、市にとっても大きな損失と考える。	2	1	放課後児童支援員等の雇用については、原則として雇用主である運営事業者において対応するものと認識しており、運営継続のための支援として、放課後子ども居場所事業導入初年度において減少した利用料及び委託料に対して、人件費相当分の支援を実施いたします。また、本市としても経験豊富な放課後児童支援員等については、引き続き市内で活躍していただきたいと考えていることから、本基本方針(案)のとおり他の運営事業者への紹介に取り組んでまいります。	案のとおりといたします。
16	「2 本市の課題」に保育の質について記載がありません。「さいたま市の放課後児童クラブのあり方」では、「待機児童」「保護者負担」「保育の質」という項目でしたが、今回の方針案では課題として挙げられていません。人手不足は深刻な問題であり、人材確保のためには保育の質の向上は絶対的な課題です。私たち支援員は保育の質向上のため、努力を続けて参りました。その努力が無にならないよう、2 本市の課題に【保育の質の向上】を明記してください。	全般	1	民設放課後児童クラブにおける人材確保に係る支援については、採用活動への支援として、市主催の合同就職説明会の開催や市ホームページにおいて職員募集の周知を行っております。また、継続的な処遇改善補助の拡充を進めるとともに、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置しているクラブに対する委託料の増額を行っております。加えて、市主催による研修の開催や専門知識、実務経験を備えた職員による巡回相談等も実施しているところです。 本基本方針(案)においても、安全・安心な育成支援環境整備のための支援として、放課後児童支援員等の人材確保、人材育成のための支援を行うこととしており、今後も引き続き取り組んでまいります。	案のとおりといたします。
17	「3 課題に対する施策(3) 多様なニーズへの対応」では、「両事業の実施により児童や保護者が希望する放課後の受け皿を選択できるようにする」とありますが、どういったニーズを満たすものなのか明記してください。	1	1	多様なニーズについては、各家庭の状況や考え方により様々であると認識しており、整備の方針を定める本方針において定義するものではないと考えております。	案のとおりといたします。
18	「4 整備方針の(2) 民設放課後児童クラブ」では、「放課後子ども居場所事業を早期に導入できない学区に限り、民設放課後児童クラブを整備する」とありますが、これでは民設クラブはただの代替手段という表現となっており、本市が掲げる両事業による放課後児童対策を実施することにならないのではないのでしょうか。居場所事業と民設クラブは事業内容が異なるものであり、双方が事業を継続できるように内容を変更してください。	2	1	放課後の受け皿の整備の方針として、まずは放課後子ども居場所事業による整備を検討し、早期に導入できない場合に民設放課後児童クラブの整備により対応することとしているものです。民設放課後児童クラブの位置づけは、放課後子ども居場所事業と同等と認識しており、児童や保護者が希望する放課後の受け皿を選択できるよう、引き続き必要な支援について取り組んでまいります。	案のとおりといたします。
19	「5 民設放課後児童クラブへの支援【運営継続のための支援】」では、「入室児童数減少に伴い減少した利用料及び委託料に対する支援」が放課後子ども居場所事業導入初年度分とありますが、児童数が減ったことによる影響は、初年度のみとは限りません。その影響はすぐにはない場合もあり、翌年さらに翌年に影響が出る場合もあります。これでは、運営継続を支えるしくみとは言えないのではないのでしょうか。昨年度、今年度居場所事業が入った学区の民設学童は徐々にその影響を受けています。初年度分のみではなく、継続的に支援をしてください。	2	1	運営継続のための支援のうち、入室児童数減少に伴い減少した利用料及び委託料に対する支援については、令和6、7年度のモデル事業の検証において、導入初年度のみ学区内等の民設放課後児童クラブの入室児童に影響があると確認できたことから、このように定めたものです。引き続き民設放課後児童クラブの入室児童数への影響を注視し、必要な対応について検討してまいります。	案のとおりといたします。
20	「5 民設放課後児童クラブへの支援【その他の支援】」では、「経験豊富な放課後児童支援員等を放課後子ども居場所事業や他の民設放課後児童クラブの運営事業者へ紹介」とありますが、紹介のみにとどまらず、具体的な内容を記載してください。行政の施策によって職を失うことの重大性を理解し、誠実な対応を希望します。今、多くの支援員が不安を抱えています。その現実をさいたま市に知っていただきたいです。	2	1	放課後児童支援員等の紹介については、紹介先の運営事業者の採用方針や就業規則等を踏まえて対応する必要があるため、具体的な内容を示すことは出来ません。	案のとおりといたします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
21	「6 安全・安心な育成支援環境整備のための支援や国の動向への対応」では、「放課後クラブのあり方」に記載されていた、「放課後児童クラブの役割を果たすためには支援員の専門的な知識や豊富な経験が不可欠であること、そのために処遇改善や研修体制の整備が必要である」という考えが明確でした。したがって、保育の質の向上に向けた具体的な記載を求めます。	2～3	1	本基本方針（案）は、待機児童の解消や保護者負担の軽減、多様なニーズへの対応といった、本市の抱える課題に対応するための整備に係る基本方針を定めるものです。育成支援の質の向上については、「6 安全・安心な育成支援環境整備のための支援や国の動向への対応」で示したとおり、現在の取組みを引き続き実施することで対応してまいります。	案のとおりといたします。
22	さいたま市放課後子ども居場所事業は、帰宅すれば保護者がいる児童と、保護者が就労のため家を不在にしている児童の双方を対象とした「全児童対策事業」としての17時までの第一区分と、保護者の就労により放課後児童クラブに通う必要のある児童を対象とした「放課後健全育成事業」としての17時以降の第二区分が混在した制度設計になっています。しかし本来、保護者の就労により子どもが自らの意思と足で通う「生活の場」である学童保育と、「子ども居場所を提供することに主眼を置く」ものであるさいたま市放課後子ども居場所事業は、性質の異なる事業です。そこで、さいたま市放課後子ども居場所事業は、待機児童解消を目的とした第一区分に専念することを求めます。それによって学童保育と居場所事業の明確な棲み分けが可能になると考えます。	全般	1	放課後子ども居場所事業は、待機児童の解消や保護者負担の軽減、多様なニーズへの対応といった、本市の抱える課題に対応するために実施する事業です。令和6年度からの2年間の実績において、多くの児童及び保護者の方にご利用いただき、また満足度も高いものとなっていることから、現在と同様の仕組みにより実施してまいります。	案のとおりといたします。
23	本基本方針（案）全体を通じて、これまでさいたま市が大切にしてきた学童保育の「保育の質」や「育成支援における指導員の専門性」に関する記載が非常に少ないことに、強い危機を感じています。2012年の「さいたま市放課後児童クラブのあり方」では、学童保育指導員の専門性、人材確保、処遇改善が課題として明確に位置づけられていました。しかし本方針案では、それらが課題として示す明記されていません。また、民設放課後児童クラブが「居場所事業の導入が困難な場合の代替手段」として位置づけられている点にも、大きな違和感があります。子どもにとって放課後の時間は、単なる「預かりの時間」ではなく、人と出会い、自分を知る、かけがえのない「生活の場」です。子どもの放課後の育成支援の質をどのように確保・向上させるのかという視点は不可欠であり、その視点を基本方針の中に明確に位置づけることを求めます。	全般	1	本基本方針（案）は、待機児童の解消や保護者負担の軽減、多様なニーズへの対応といった、本市の抱える課題に対応するための放課後の受け皿の整備に係る基本方針を定めるものです。安全・安心な育成支援環境整備のための支援として、関係法令に定める基準に従い適切な人員の配置や専用区画画種の確保、設備・備品等の整備、安全管理体制の構築等に取り組むことや、放課後児童支援員等の人材確保、人材育成のための支援を行うこととしており、今後も引き続き取り組んでまいります。	案のとおりといたします。
24	民設放課後児童クラブへの支援について、「放課後児童対策の受け皿の一つとして支援する」と記載されている点や、「経験豊富な放課後児童支援員等と、放課後子ども居場所事業や他の民設放課後児童クラブの運営事業者へ紹介する」との記載については、地域に根差し、長年におたり子どもを育ててきた学童保育の価値や役割が十分に尊重されているとは思えません。また、子どもや保護者の生活を支えるために働いてきた学童保育指導員の存在や歩みを、あまりに軽んじた表現ではないかと強い違和感を覚えます。加えて、学童保育で働く指導員の処遇改善や人材確保に関する具体的な記載が受けない点も懸念しています。「国の補助制度に対応し、委託実施基準の見直しを適切に行うことにより、民設放課後児童クラブの運営の更なる安定化を図る」との記載はありますが、人材不足が深刻化する現状を踏まえると、これだけでは十分とは言えず、現実的な方針とは感じられません。本市が掲げる「こどもまんなか社会」を本当に実現するのであれば、さいたま市放課後子ども居場所事業における量の確保だけでなく、地域に根付いてきた学童保育の質の保障、学童保育に関わる人々を大切にする制度設計、学童保育が継続可能となる財政的支援についても重視すべきです。学童保育の委託金の増額を含め、より具体的な方針を基本方針の中に明記することを求めます。	全般	1	民設放課後児童クラブにおける人材確保に係る支援については、採用活動への支援として、市主催の合同就職説明会の開催や市ホームページにおいて職員募集の周知を行っております。また、継続的な処遇改善補助の拡充を図るとともに、常勤放課後児童支援員を2名以上配置しているクラブに対する委託料の増額を行っております。加えて、市主催による研修の開催や専門知識、実務経験を備えた職員による巡回相談等も実施しているところです。本基本方針（案）においても、安全・安心な育成支援環境整備のための支援を行うこととしており、今後も引き続き取り組んでまいります。	案のとおりといたします。
25	1. 民設放課後児童クラブの位置づけについて 方針案では、民設放課後児童クラブが「居場所事業を導入できない場合の代替」として扱われている。しかし、民設クラブはこれまで地域の育成環境を支え、多様な家庭のニーズに応えてきた重要な存在である。代替的な扱いではなく、居場所事業と並ぶ選択肢として明確に位置づける必要がある。 2. 保育の質および人材確保に関する視念の不足 現場では依然として支援員の確保・定着が大きな課題であり、保育の質の維持・向上は待機児童解消と同様に重要なテーマである。今回の方針案ではこれらの課題が十分に扱われていないため、処遇改善や研修体制の強化など、具体的な施策を示すべきである。 3. 居場所事業導入による民設クラブへの影響への支援について 児童数減少への支援が「初年度のみ」とされている点は、運営継続の観点から不十分である。実際には、2年目以降に減少が生じる可能性も高く、初年度のみ支援では事業継続が困難となる恐れがある。複数年にわたる支援制度を整備し、民設クラブが地域から失われないよう継続的な支援を行う必要がある。 また、閉室に伴う支援員の雇用支援が「紹介のみ」にとどまっている点も不十分である。行政施策によって職を失う支援員が生じる以上、より踏み込んだ雇用支援策の検討が求められる。 4. 多様なニーズへの対応の明確化 方針案では「居場所事業と民設クラブが異なるニーズに応える」とされているが、どの事業がどのニーズに対応するのか明確ではない。行政として、両事業の役割と対象ニーズを整理し、保護者が選択しやい形で明示する必要がある。 5. 利用者の声の収集方法の改善 モデル事業の満足度調査では、利用を継続できなかった家庭の意見が反映されていない。しかし、そのような声こそ制度改善に不可欠である。今後は、利用中止者への聞き取りや匿名アンケートなど、より幅広い意見を収集できる仕組みを導入することが望ましい。 6. 待機児童解消のみを目的とした制度設計について 待機児童解消は重要である一方、それのみを優先すると、「保育の質の低下」「民設クラブの衰退」「支援員の雇用不安」といった副作用が生じる可能性がある。「こどもまんなか」の理念に沿うためには、量の確保と質の確保を両立する制度設計が不可欠である。 以上の理由から、居場所事業と民設放課後児童クラブがともに持続可能であり、子どもと家庭の多様なニーズに応えられる仕組みとなるよう、方針案への反映をお願いしたい。	全般	1	本基本方針（案）は、放課後の受け皿の整備の方針として、まずは放課後子ども居場所事業による整備を検討し、早期に導入に導くこととしているもの。民設放課後児童クラブの整備により対応することとしているものです。民設放課後児童クラブの位置づけは、放課後子ども居場所事業と同等と認識しており、児童や保護者が希望する放課後の受け皿を選択できるよう、引き続き必要な支援について取り組んでまいります。民設放課後児童クラブにおける人材確保に係る支援については、採用活動への支援として、市主催の合同就職説明会の開催や市ホームページにおいて職員募集の周知を行っております。また、継続的な処遇改善補助の拡充を進めるとともに、常勤放課後児童支援員を2名以上配置しているクラブに対する委託料の増額を行っております。加えて、市主催による研修の開催や専門知識、実務経験を備えた職員による巡回相談等も実施しているところです。本基本方針（案）においても、安全・安心な育成支援環境整備のための支援として、放課後児童支援員等の人材確保、人材育成のための支援を行うこととしており、今後も引き続き取り組んでまいります。また、本市としても経験豊富な放課後児童支援員等については、引き続き市内で活躍していただきたいと考えていることから、基本方針（案）のとおり他の運営事業者への紹介に取り組んでまいります。退所の届出書類には、理由の記載欄を設けており、運営事業者において業務の参考とさせていただきます。また、利用者向けアンケートについては、いただいたご意見を今後の取り組みの参考にさせていただきます。	案のとおりといたします。
26	さいたま市内の小学校でも公設有、放課後居場所事業、民設しかないなど状況が違いすぎる。保育料の差や、保護者の負担、保育内容の差などなるべく差を無くしてほしい。その差を無くそうという姿勢が見えないのが問題だと思ふ。すべての学校へ放課後居場所事業を展開するならば展開予定のかスケジュールを全学校分出すべきだが、まだ見込みが立たないなら、見込みが出せない小学校のNPO学童で放課後居場所事業より高い保育料になっているならその差を市で補助してほしい。今のNPO学童の支援員さんには大変感謝しているので、放課後居場所事業ができて職場が無くなるということにはなつて欲しくないで、次の職場あつては必ずしてあげてほしい。	全般	1	民設放課後児童クラブにおける利用料金やクラブ運営に係る保護者負担の軽減のためにも、基本方針（案）の「5 民設放課後児童クラブへの支援」において、国の補助制度に対応し、委託実施基準の見直しを適切に行うことにより、民設放課後児童クラブの運営の更なる安定化を図ることとしております。また、放課後子ども居場所事業の整備計画については、最新の利用ニーズの検討等に基づき毎年度更新する必要がありますが、現時点では令和9年度でしか概算することができませんが、基本方針に整備計画を参考資料として添付し、適宜更新してまいります。現在、民設放課後児童クラブで働いている放課後児童支援員等の皆さんは、本市にとって大切な人材ですので、放課後子ども居場所事業や他の民設放課後児童クラブへ紹介することで、引き続き本市において活躍していただけるよう努めてまいります。	案のとおりといたします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
27	<p>「4 整備方針 (1) 放課後子ども居場所事業 ア 令和8年度から本格実施とし、令和6年度及び令和7年度モデル事業の検証結果を踏まえながら、市域全体へ実施を展開する。イ 待機児童が生じている学区もしくは待機児童が生じることが見込まれる学区から優先的に導入する。」について、ここには「待機児童が生じている学区」と記載されていますが、実態とは異なるため修正が必要です。</p> <p>私の子どもは向小学校に通っており、NPO法人が保護者主体で運営する学童を利用しています。向小学校には、保護者が運営する学童が4つ存在します。そのため、見かけ上は待機児童がいないように見えます。</p> <p>しかし実際には、学童の運営負担が保護者に過度にかかっており、「役員を引き受けられない」という理由で、やむを得ず学童を辞めてしまう児童が少なくありません。</p> <p>私自身も、来年度(2026年4月)に会長または副会長を引き受けよう求められていますが、国内外の出張が多い仕事のため、役員を担うことができず、結果として学童の退会を検討せざるを得ない状況です。</p> <p>このように、見かけ上は待機児童が存在しないように見えるものの、保護者への負担が非常に大きいため、本来学童を利用したい家庭が継続利用できないという深刻な問題があります。</p> <p>したがって、上述の整備方針については、以下の内容を踏まえた見直しが必要です。</p> <p>「イ NPO法人の学童もしくは、待機児童が生じている学区もしくは待機児童が生じることが見込まれる学区から優先的に導入する。」</p>	2	1	待機児童が生じている学区もしくは待機児童が生じることが見込まれる学区だけでなく、保護者が運営する民設放課後児童クラブが設置されている学校についても、保護者負担の軽減の観点から、保護者会の意向も踏まえながら、公設民営の事業である放課後子ども居場所事業の導入に取り組んでまいります。	案のとおりといたします。
28	<p>「4 整備方針」について、待機児童減少という行政視点、保護者の負担軽減という親の視点での整備方針に偏っている。子どもが安全が脅かされることを防ぐために、子どもの安全を第一とし、すべての児童が安心して過ごせるための事業であるということを明記すべき。</p>	2	1	本基本方針(案)の「6安全・安心な育成支援環境整備のための支援や国の動向への対応」において、関係法令に定める基準に従い適切な人員の配置や専用区画面積の確保、設備・備品等の整備、安全管理体制の構築等に取り組むこととしております。	案のとおりといたします。
29	<p>「3 課題に対する施策」について、放課後居場所事業のモデル事業を行なった効果やその検証結果を示していただきたい。</p> <p>保護者にとって、放課後児童クラブと、居場所事業で提供されるサービスや保護者の負担の違いを明確に示してほしい。どちらを選択すべきか分かりづらい。</p> <p>居場所事業実施校では、放課後児童クラブは費用負担が居場所事業より高いため、新入者が大きく減少していると聞きました。</p> <p>保護者にとって、それぞれのメリット、デメリットが明確に示されないと、単純に安い方に利用者が流れてしまうのでは、と思います。</p>	1	1	放課後子ども居場所事業のモデル事業の効果や実施状況については、さいたま市放課後子ども総合プラン推進委員会でも報告し、さいたま市都市経営戦略会議でも審議しており、各会議に関する市ホームページにおいて資料を公開しております。 <p>放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブを比較・検出出来るよう、市ホームページにおいて、両事業の比較表や放課後子ども居場所事業の概要を公開しています。合わせて、民設放課後児童クラブの特色が分かるよう、運営事業者のホームページへのリンクを公開しています。</p>	案のとおりといたします。
30	<p>「5 (2) 適切に支援」について、具体的な支援策を示してほしい。例えば、学童の指導員が一名増えれば、保護者の運営負担が軽くなる。</p> <p>「5 (3)」について、保護者運営の学童クラブの減少は、児童や指導員の異動、物件の解約、物品の移動など、保護者に大きな負担が生じます。移転にあたってのこうした事務負担を担う職員費の支援をお願いしたいです。例えば、我が子の学童が所属するNPOさいたま市学童保育の会事務局職員の人員費の増、など。</p>	2	1	民設放課後児童クラブに対する運営支援については、国の制度等の変更に乗機に対応し、民設放課後児童クラブへの支援を拡充するため、令和7年度から委託実施基準の見直しを行い、遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に進める環境整備などの育成支援体制の周知強化を行う職員の配置等に必要経費を支援する「育成支援体制強化加算」を新設いたしました。令和6年度からは、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の委託基準額を創設する等、更なる拡充に努めており、今後も引き続き適切な支援について検討してまいります。	案のとおりといたします。
31	<p>2 本市の課題</p> <p>(1) 待機児童の解消</p> <p>働かざるを得ない子育て世代の社会増等により、子育てがしやすい環境づくりが必要となる。保育園は毎年施設数を増やし、待機児童は解消されているが、小学生になると公設放課後児童クラブの施設数は増えておらず、定員が少ない、一度入所しても年度単位での申込が必要、早期延長保育なしと、利用しづらい。不足分は民設放課後児童クラブとして民間企業運営ではなく多くが保護者運営のクラブの力に頼っているのが現状で待機児童は解消されていない。</p> <p>→保育園と状況は異なり、保護者の力に頼ってきた背景から、待機児童の解消が難しいという実態を記載したほうがよいと思います。</p> <p>(2) 保護者負担の軽減</p> <p>NPO法人が運営する民設放課後児童クラブの中には、クラブを利用する保護者が運営に携わっているクラブが約半数を占めており、保育園と異なり、学童の仕組みを理解し、保護者会の運営、開設するための物件探しや運営に係る事務などの保護者負担の軽減が課題となっている。</p> <p>しかしながら、放課後児童支援員のフォローにより、子供たちと一緒に育てている、見守っている体制が感じられることから、保護者が自ら運営を担っている実態が多いと考えられる。</p> <p>→保育園から一変する状況についても記載したほうがよいと思います。</p> <p>(3) 多様なニーズ</p> <p>社会情勢の変化に伴い、保護者の働き方も多様化している。保育園の多くが7時半から19時半までの開園時間で早期延長保育制度がありフルタイム勤務者を支援する仕組みがあり、放課後児童クラブにも19時以降利用するニーズがある一方で、短時間勤務者など17時にはお迎えにいけるような家庭や、高学年になると平日は家庭で過ごす時間が短時間となり問題ないものの、長期休みのみ利用したい家庭があるなど多様なニーズがある。</p> <p>→今回の案は短時間、短時間利用者いることにスポットを当てているように思いますが、早期延長利用者も一定数いる認識です。子供も大きくなり短時間ではなくフルタイム勤務に回る人も多いためそのニーズについても記載いただきたいです。</p> <p>(4) 低学年における学童保育の充実</p> <p>低学年は集団生活に慣れていなかったり、自分の気持ちをうまく伝えられなかったりや友達同士のトラブルも多い。大人にとっては大したことがない内容も子供の世界では大きく、解決されないことで学校生活に支障をきたすことも多い。低学年が100人近く集まった場合に、待機児童解消を狙うあまりに放課後児童支援員が適切に配置されない場合、放置された状態で家庭でもトラブルを引きずったままとなるため、再度帰宅後にトラブルを紐解き対応し、その後学校での宿題対応をするなど、結果的に保護者の負担が現状よりも増えることも想定される。</p>	1	1	放課後児童クラブと保育園が異なることについては、本市の放課後児童対策における課題とは考えておりません。午前9時前や午後7時以降のお預かりについては、多くの民設放課後児童クラブで実施しており、市としても開所時間に合わせた支援を行っております。 <p>放課後子ども居場所事業では、区分1の児童については20人に1人の職員を配置すること、区分2の児童については、概ね40人を一つの支援の単位とし、放課後児童クラブと同様の基準で有資格者を配置することを実施要綱で定めており、運営事業者において適切に配置、運営しているものと認識しております。</p>	案のとおりといたします。
32	<p>4 整備方針</p> <p>ウ 保護者会が運営する民設放課後児童クラブが設置されている学校においては、事務的な保護者負担軽減に加え、子供たちが安心して過ごし、遊び時間においてもトラブルをそのまましないように(トラブル未解決のままその後の対応を行う17時以降の支援員の負担増、帰宅後に対応する保護者の負担増がないように)適切な人員配置ができることを確認し、保護者会の意向も踏まえながら導入する。</p> <p>→小学校の授業参観後の懇話会でも、子供たちは校庭で遊ぶことなく、廊下で待機するよう指導されています。下校後の出欠確認にも相当な時間がかかっています。またコロナ禍において初期の緊急事態宣言で休校となった際に、午前中に学校へ子供を預けることがありましたが、学校の先生方ですら授業ではないことから見守り、静かにするようになり、と対応が放置気味だったことから、トラブルになり、子供は行きたくないとお叱りを受けたことがあります。定員を設けることなく全児童を受入れることは保護者としてはありがたいですが、放置されるだけの場合はトラブルも解決されずいままです子供たちにとっては楽しくない場所となってしまうことも予想されます。フルタイム勤務者にとっても結果的に別の学童を探したり、帰宅後にトラブルの話を聞いたり保護者負担が増えることにもつながりかねないと思っています。</p> <p>→全体的に全児童対策を推し進めたいように見えますが、果たして本当に短時間勤務者や、親が働いていないけれど健康やかに放課後を過ごすための仕組みが本当に一番望まれているのでしょうか。一定数そのような家庭はあるとは思いますが、地価の高い大宮周辺で、もっとフルタイム勤務者を支援するような方針について検討いただきたいと思っています。</p>	2	1	放課後子ども居場所事業では、区分1の児童については20人に1人の職員を配置すること、区分2の児童については、概ね40人を一つの支援の単位とし、放課後児童クラブと同様の基準で有資格者を配置することを実施要綱で定めており、運営事業者において適切に配置、運営しているものと認識しております。	案のとおりといたします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
33	<p>「大宮小あおぎりっこ そら」では、指導員先生方との信頼関係も築けており、安心して預けられる状態が維持されていると感じています。</p> <p>現状、大宮小は居場所事業の対象外であるが、放課後居場所事業が本格始動する際に、他地区では既存児童保育の運営に支障をきたしている情報も伺っている。現状の安心して子供を預けられる環境に対しての変化がある事を強く憂慮しております（指導員先生の雇用問題、分権検討して学童を増やした後の縮小等）。</p> <p>また、「大宮小あおぎりっこ そら」は、大宮小学校内に場所を提供して頂いている状況の為、居場所事業の進展及び直道で検討を進めている大宮小学校の「建て替え検討」に際して、保護者間でも不安の声があがっております。（「建て替え後の居場所事業導入」と聞いております）</p> <p>行政の御立場として、既存児童保育との並存を前提としておられると理解しておりますので、現状NP0といった児童保育の会の保育の質に信頼を寄せている保護者の一人として、1.保育の質の維持、居場所事業及び建て替えに際して混乱/不利益が発生しないよう最大限の配慮、をお願いしたいと考えています。</p> <p>共働き等の家庭が増え、かつ人口も伸びて児童保育のニーズも増えている大宮区において、保育のキャパシティを増やす手段として居場所事業を導入する事そのものに反対するものではありません。</p>	全般	1	<p>民設放課後児童クラブについては、児童や保護者が希望する放課後の受け皿を確保できるように、本基本方針（案）に示した運営継続のための支援を実施してまいります。</p> <p>あわせて、本市の小学生の放課後の居場所について、児童や保護者が比較、検討することが出来るよう、市ホームページにおいて、引き続き必要な周知に取り組んでまいります。</p> <p>学校施設内で民設放課後児童クラブを運営している学校に放課後子ども居場所事業の導入を検討する際には、当該民設放課後児童クラブの御意見を伺いながら、丁寧に調整を進めてまいります。</p>	案のとおりといたします。
34	<p>1. 基本的な考え方について 居場所事業と民設放課後児童クラブの両事業により「待機児解消」に取り組む</p> <p>2. 待機児の解消</p> <p>放課後児童クラブを失くして、居場所事業を作り、放課後児童クラブがなくなってしまう、または実質ない地域は、居場所事業の対応では通う事さえできないことも聞いている。説明会で「こちらのやり方に合わない場合は民間学童に」という事も聞いていたそうだが、その地域には放課後児童クラブは作られてはいない。遅くまで両親が働いている家庭で一人で毎日お留守番をするしかなくなった。この「待機児」とはカウントされないことになる。実際は放課後支援がなくても必要な家庭になる。市の定義の「待機児」には含まれない、利用したいが入所の条件に合わずあきらめざるを得ない家庭。また通って子どもが行きたがらないことでやめてしまった家庭や子どもたちは放課後の支援が必要なくなったというわけではない。近年の犯罪などを見ても、子どもの期に人と人の関わりの中であたたく受け止められて育つ育成が重要で、一人寂しい、悲しい思いをして過ごす子どもたちを減らす対策が必要と考える。定義の「待機児」というところでは支援対象ははかれないように感じる。根本の考え方として、鍵っ子にならざるを得なくなった家庭や子どもたちも含めた支援としてほしい。</p> <p>3. 「放課後子ども居場所事業」の導入を基本方針としてとあるが、「放課後子ども居場所事業」では放課後児童クラブの代わりに到達しない。子どもが本当に心も体もそこまかなくて家庭に代わる場所として生活を送れることを目指す。本来の意味で居場所となる放課後児童クラブとは全く別物と考える。数年で事業者が変わるという事は絶対に考えられない。子どもとの関係を築くのに何年も何年もかかっていくこともある。居場所事業のやり方も心配なところも多い。居場所事業を基本的に、放課後児童クラブで補填というのは開始当初と違うのではないが、居場所事業で助かる家庭もあれば、放課後児童クラブがないと成り立たない家庭もある。放課後居場所事業を基本方針にするのはやめてほしい。両方の充実を図らなければ市内の子どもたちの放課後支援にならない。</p> <p>8. その他</p> <p>放課後居場所事業に関して、周りでいろいろな声が上がっている。公設の児童保育がなくなるにあたって、子どもが毎日泣いて不安定になってしまっている家庭が出たこと、学童がなくなることで保護者も不安になった事、居場所事業の実態にここで過ごすのはどうかと思っていて他の支援を考えているという話、そもそも居場所事業ではお迎えの条件等が合わず通わすことをあきらめざるを得なかった、他の放課後支援もなく留守番で過ごすしかない、高学年が通い続けることは想定されていないよう、人材確保ができておらず、人が少ない、その日の時間だけどこから回されて入っている人もいて「初めまして」という関係の大人ばかりで名前もわからず子どもを見ている、事業者が数年で変わることについて子どもが嫌だと言っている、放課後児童クラブを増やしてほしいなど。どこにどう声をあげていいかわからないという方も少なくない。通っている家庭だけでなく、通えている子どもだけでなく広く意見を聞き取り、事業内容や方針を見直ししてほしい。</p>	1~3	1	<p>本市ではこれまで、利用ニーズの変動に比較的迅速に対応可能な民設放課後児童クラブの整備により、待機児童の解消に努めてきましたが、物件の確保が困難なこと等から、利用ニーズの増加に整備が追いついておらず、待機児童の解消が喫緊の課題となっています。</p> <p>そのため、放課後の受け皿の整備の方針として、まずは放課後子ども居場所事業による整備を検討し、早期に導入できない場合に民設放課後児童クラブの整備により対応することとしているものです。</p> <p>民設放課後児童クラブの位置づけは、放課後子ども居場所事業と同等と認識しており、児童や保護者が希望する放課後の受け皿を選択できるような、引き続き必要な支援について取り組んでまいります。</p> <p>事業者の選定については、公設放課後児童クラブにおいても、5年ごとに指定管理者の公募を行っており、他市の事例を踏まえても、問題はないものと考えております。</p> <p>放課後子ども居場所事業の対象学年、開所日数、開所時間は公設放課後児童クラブと全く同じであり、お迎え等の原則的なルールについても大きく運用を変えたものはございません。また、人員確保についても、運営事業者において、関係法令に従って配置されているものと認識しています。</p>	案のとおりといたします。
35	<p>「2. 本市の課題」に(1)～(3)とあるが、(4)として、「放課後児童クラブの支援員の確保及び定着とそれに伴う保育の質の維持」を追加した方がよい。</p>	1	1	<p>民設放課後児童クラブにおける人材確保に係る支援については、採用活動への支援として、市主催の合同就職説明会の開催や市ホームページにおいて職員募集の周知を行っております。また、継続的な処遇改善補助の拡充を進めるとともに、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置しているクラブに対する委託料の増額を行っております。加えて、市主催による研修の開催や専門知識、実務経験を備えた職員による巡回相談等も実施しているところです。</p> <p>本基本方針（案）においても、安全・安心な育成支援環境整備のための支援として、放課後児童支援員等の人材確保、人材育成のための支援を行うこととしており、今後も引き続き取り組んでまいります。</p>	案のとおりといたします。
36	<p>「3. 課題に対する施策」が述べられているが、(1)待機児童の解消として出している対策について、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」は一体にしない方がよい。「公設放課後児童クラブ、民設放課後児童クラブ、及び放課後子ども居場所事業の3本柱で進めていく」と修正すべき。</p>	1	1	<p>待機児童の解消については、公設放課後児童クラブの新たな整備は行わず、放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブの整備により対応いたします。</p>	案のとおりといたします。
37	<p>「5. 民設放課後児童クラブへの支援」について、【運営継続のための支援】として入室児童数減少に伴い減少した利用料及び委託料に対する支援が（初年度分）となっているが、（3年間）と変更すべき。</p> <p>導入初年度は児童の動向も安定しない中で、2年目から入室児童数が減少する場合もあるため、「運営継続を支える仕組み」を謳うなら、少なくとも3年間は安定的に支援すべき。</p>	2	1	<p>運営継続のための支援のうち、入室児童数減少に伴い減少した利用料及び委託料に対する支援については、令和6、7年度モデル事業の検証において、導入初年度のみ学区内等の民設放課後児童クラブの入室児童数に影響があると確認できたことから、このように定めたものです。引き続き民設放課後児童クラブの入室児童数への影響を注視し、必要な対応について検討してまいります。</p>	案のとおりといたします。
38	<p>「5. 民設放課後児童クラブへの支援」について、【その他の支援】として支援員の他の運営事業者への紹介とあるが、そもそもさいたま市が公設放課後児童クラブを増やす。民設に係る施策をとってきた中で、今度は放課後子ども居場所事業をやると言ってハンコを外し、民設が閉塞になり仕事を失った支援員に対して「紹介」だけというのはあまりにも不誠実なため、「次の仕事が見つかるまで支援する」と修正すべき。</p>	2	1	<p>放課後児童支援員等の雇用については、原則として雇用主である運営事業者において対応するものと認識しており、運営継続のための支援として、放課後子ども居場所事業導入初年度において減少した利用料及び委託料に対して、人員費相当分の支援を実施いたします。また、本市としても経験豊富な放課後児童支援員等については、引き続き市内で活躍していただきたいと考えていることから、本基本方針（案）のとおりの運営事業者への紹介に取り組んでまいります。</p>	案のとおりといたします。
39	<p>「放課後子ども居場所事業に登録していたが、環境が悪化するまで1か月でやめた」「子どもの人数が多くなるように遊べない」「つまらない」など、すでに放課後子ども居場所事業を展開している学校に通うお友だちの声を聞いて、全体として評判が悪い。市として、登録をやめた子どもの声を聴くべき。そのため、「8. その他」について、「子ども、保護者、放課後子ども居場所事業に登録していたがやめた子どもとその保護者」と修正すべき。</p>	3	1	<p>退所の届出書類には、理由の記載欄を設けており、運営事業者において業務の参考とさせていただきます。また、退所した子どもの声も参考にさせていただきます。</p>	案のとおりといたします。
40	<p>「2 本市の課題」について、本方針案の課題に、放課後児童支援員等の人材確保と定着、および保育の質の維持・向上を明記してください。2012年の「あり方」では重視された「質」の視点が今回の方針案が抜け落ちています。人員不足が当時より深刻化しています。</p>	1	1	<p>本基本方針（案）は、待機児童の解消や保護者負担の軽減、多様なニーズへの対応といった、本市の抱える課題に対応するための整備に係る方針を定めるものです。</p> <p>民設放課後児童クラブにおける人材確保に係る支援については、採用活動への支援として、市主催の合同就職説明会の開催や市ホームページにおいて職員募集の周知を行っております。また、継続的な処遇改善補助の拡充を進めるとともに、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置しているクラブに対する委託料の増額を行っております。加えて、市主催による研修の開催や専門知識、実務経験を備えた職員による巡回相談等も実施しているところです。</p> <p>本基本方針（案）においても、安全・安心な育成支援環境整備のための支援として、放課後児童支援員等の人材確保、人材育成のための支援を行うこととしており、今後も引き続き取り組んでまいります。</p>	案のとおりといたします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
41	<p>「4 整備方針（1）エ」について、待機児童が生じることが見込まれる学区においては、生徒増加により教室の不足が生じる状況があるため専用室に転用可能な余剰教室などの確保が出現しない状況が想定されます。生徒数増加に伴い、導入が検討される順序にあつては優先されるものの、専用室が確保できないために導入が先送りにされることは待機児童の解消がまったく解決しない状況となります。</p> <p>そのため、専用室がない学校は、「放課後子ども居場所事業」に使用可能な余剰教室や特別教室（図工室・家庭科室など）多目的室 図書室などの共用スペース等の確保が可能な学校から導入するものと修正案を提案します。なお、共用スペースの利用にあつては、学校側との調整が生じることは理解していますが、区画を明確にした時間帯を決めるなど一定のルールを設けることで、必ずしも『専用室』でなくても良いのではないかと考えています。前向きにご検討頂けますようよろしくお願い致します。</p>	2	1	専用室がない場合、児童が下校後に登所する場所や保護者がお迎えに向かう場所が固定出来ないことや事業に必要な備品や書籍、おもちゃ類等の保管場所の確保、現場の職員の事務スペースの確保といった課題が生じることから、事業の拠点となる専用室は必要なものと考えています。いただいた御意見については、今後の事業の推進にあつて参考とさせていただきます。	案のとおりといたします。
42	<p>「5 民設放課後児童クラブへの支援（3）」について、【運営継続のための支援】の2点目について、貸借契約の終了にあつては原状回復費以外にも費用が発生する可能性を鑑み、「貸借物件の解約にかかる原状回復等費用に対する補助」との修正を提案します。</p> <p>また、放課後子ども居場所事業の導入に伴い民設クラブを廃止する可能性を鑑み、運営を継続する場合だけでなく、【その他の支援】として「放課後子ども居場所事業導入に伴い廃止する民設放課後児童クラブの貸借物件の解約にかかる原状回復等費用に対する補助」の追加を提案します。</p>	2	1	原状回復補助については、民設放課後児童クラブの運営事業者へのヒアリング等における要望を受けて実施することとした内容であるため、現在のところ見直すことは考えておりません。また、利用ニーズに応じた放課後の受け皿として運営を継続することを支援するために実施することから、他のクラブとの統合ではなく、廃止するだけの場合は補助の対象とはいたしません。	案のとおりといたします。
43	<p>本方針（案）の全体について、「放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針」としているにも関わらず、全体を通じて「公設放課後児童クラブ」に関する記載がないが、待機児童解消の取組みであるならば、公設放課後児童クラブの新設も検討されるべきではないでしょうか。そのため「4 整備方針」の項目として「（ ）公設放課後児童クラブ」を追加し、整備方針の策定をお願いします。</p> <p>なお、2ページ「4 整備方針（2）ア」に関し、「放課後子ども居場所事業を早期に導入できない学区に限り、民設放課後児童クラブを整備する」旨の記載となっていますが、「2 本市の課題（2）」において、保護者負担の軽減が課題となっていることを鑑み、民設放課後児童クラブの整備を検討する前に、公設放課後児童クラブの整備が優先されるものかと思ひます。</p>	2	1	公設放課後児童クラブについては、同じく公設民営の放課後子ども居場所事業へ転換しているところですが、クラブ運営に係る保護者負担の軽減の観点から、放課後子ども居場所事業の導入を基本としています。	案のとおりといたします。
44	<p>フルタイム勤務者の共働き世帯が少なく、かつ高い教育水準を誇る立中高への進学を目的とした転入も多いのが現在の大宮区の現状と考えます。学童保育所は単なる居場所ではなく、子ども達の温かい第二の家庭としての役割を担い、また子ども同士が助け合い一緒に成長する場でもあり、大事な心の拠り所となっております。学童保育所では、子ども達は励まし合って宿題に取り組み、お互いの個性を認め合い、思いやる心と社会性を身に付けて日々成長しています。</p> <p>長年に渡る学童保育所の問題に行政が着目し改革を進めようとしてくださることは深く感謝申し上げます。しかしながら、既存のDPO民設学童居場所事業に転換していく長期計画であるとするならば、現在の居場所事業の事業計画では、現場のニーズとマッチしていないことが気がひけます。例えば、多様なニーズへの対応を掲げた1ページ2(3)においては、夏休みのみの利用や短時間利用を例える家庭への柔軟な対応を盛り込むとあります。短時間、スポット託児のような利用が増え、見た目は待機児童が減るかもしれませんが、柔軟な預け方が可能となることは利点もあります。</p> <p>しかし、より短時間の利用者向けの改善案しか示されていません。フルタイム勤務世帯や東京などの遠方へ通勤している世帯のお父さんは、居場所事業の17時までの預かりでは対応できません。高学年の小学生は16時頃に下校の日もあるため、17時までにお迎えに来られる家庭であれば、保護者の帰宅とお子さんの帰宅時間は大きく変わります。実際のところには登所する必要がなくなつてきます。高学年になつても学童に通うのは、毎日17時以降のお迎えとなる家庭のお子さんです。17時以降は居場所事業に預けられないとすると、毎日の生活で困っている家庭のお子さんの居場所がなくなつてしまいます。大宮区の地価高騰等を踏まえると、共働き両者フルタイム勤務率が今後も上がるのが予想されます。17時以降の預かりに対応しないまま既存の学童が居場所事業に移行していった場合、在宅勤務が難しい職種（消防・救急・警察・医療現場・行政窓口等）を支える働き手不足に拍車をかける可能性もあります。1ページ2(3)の多様なニーズの点に、早朝保育や延長保育への柔軟な対応、を入れて頂くべきと考えます。</p> <p>指導員不足が大きな問題です。指導員を育てる、質の高い保育を目指すことを掲げて頂きたいです。雇用資格の基準を下げるといふ方向で解決するのは難しいと考えます。指導員という職種の雇用安定性を高めて頂く必要があると考えます。</p> <p>小学校内に民設学童が設置されているケースにおいては、居場所事業と放課後児童クラブ、建て替え事業の密な連携をお願いします。</p>	全般	1	放課後子ども居場所事業では、午後5時までの区分1の設定や定員を設けないことで、夏休みのみ利用や短時間の利用に対するニーズに対応しています。午後5時以降についても、定員を設けていないため、保護者の就労等の要件を満たし、利用を希望されれば、午後7時まで引き続きご利用いただくことができます。 <p>午前8時前や午後7時以降の預かりについては、多くの民設放課後児童クラブで実施しており、放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブの両事業の実施により、児童や保護者が希望する放課後の受け皿を選択できるよう取り組んでまいります。</p> <p>また、本基本方針（案）において、安全・安心な子育て支援環境整備のための支援として、放課後児童支援員等の人材確保、人材育成のための支援を行うこととしており、処遇改善に係る補助の実施や市主催による研修の開催、専門知識、実務経験を備えた職員による巡回相談等の実施により、今後も引き続き取り組んでまいります。</p> <p>学校施設内で民設放課後児童クラブを運営している学校に放課後子ども居場所事業の導入を検討する際には、当該民設放課後児童クラブの御意見を伺いながら、丁寧に調整を進めてまいります。</p>	案のとおりといたします。
45	<p>現在、待機児童問題や共働き家庭の増加、保護者負担の軽減を図るために、市の施策が推進されていることについては理解し、支持します。しかしながら、今後の施策の推進にあたり、特に放課後の居場所提供に関しては、「全ての学校において学校内に学童を設置することを強く求めます。」以下にその理由を述べさせていただきます。</p> <p>1. 待機児童問題の解消</p> <p>放課後児童クラブの需要が年々高まる中で、特に学区内で待機児童が発生している現状があります。時短勤務に変更している保護者も少なくありません。しかし、勤務時間の制限により、学童保育を利用できず、頼る親戚もいない保護者も多数存在しています。そのため、放課後子ども居場所事業を本格実施する際には、学区毎の需要を考慮し、学校内に学童施設を設置することで、より多くの児童にアクセスしやすく安全な環境を提供できると考えます。学校内での提供が最も効率的かつ、児童にとっても通いやすい場所となり、待機児童の解消に直接寄与するものと期待されます。</p> <p>2. 保護者負担の軽減</p> <p>現行の放課後児童クラブでは、特に民設のクラブで保護者の運営負担が大きいという問題があります。これを軽減するために、学校内に学童施設を設置することで、保護者の負担を大幅に軽減することが可能です。民間の運営から行政が一括で管理することで、運営の効率化を図り、より多くの保護者が負担軽減を実感できるでしょう。また、学童施設を学校内に設けることで、学校の教育と連携した育成が可能となり、児童にとっても充実した放課後を送ることができそうです。</p> <p>3. 多様なニーズへの対応</p> <p>放課後の居場所に関するニーズが多様化している中で、学校内に学童を設けることで、日常的な放課後の居場所だけでなく、長期休業中や短時間の利用など、さまざまなニーズにも柔軟に対応できる仕組みが作れると考えます。例えば、長期休業中における学童保育は非常に需要が高いですが、これも学校内に施設を設けることで、よりスムーズに実現することができそうです。</p> <p>4. 地域社会との連携強化</p> <p>学校内に学童を設けることは、地域社会とのつながりを強化し、地域全体で子どもたちを育てる意識を高めることにも繋がります。地域住民との協力を得ることで、放課後の安全を確保し、学校内での活動が地域の活性化にも寄与する可能性があります。地域一体となった子育て支援が実現することで、地域の絆も深まり、地域の特性に応じた放課後支援が可能となるでしょう。</p> <p>5. 安全で安心な施設</p> <p>最後に、放課後子ども居場所事業における施設の安全性について触れたいと思います。学校内で学童を設置することで、既存の教育施設を活用でき、建物の安全性や立地の利便性を活かすことができます。また、放課後児童クラブとしての専用施設を整備することで、より安全かつ適切な環境が提供され、児童たちの安心・安全が守られると考えます。</p> <p>結論</p> <p>以上の理由から、さいたま市におかれましては、放課後の学童保育を全校内に設置する方針を強く推進していただけますようお願い申し上げます。この施策が実現することで、待機児童の解消、保護者の負担軽減、児童の多様なニーズへの対応、地域社会の強化が図られ、さいたま市全体の子どもの健全育成に大きく貢献することになると確信しています。</p> <p>今後とも、市民の意見を尊重し、子どもたちにとって最良の環境を提供するための施策の充実を期待しております。</p>	全般	1	学校内で放課後児童健全育成事業を実施することは、いただいた御意見のとおり様々なメリットがあるものと認識しております。 <p>本基本方針（案）では、当面の目標として、令和10年4月までに喫緊の課題である待機児童をゼロとすることを掲げており、まずはその目標達成に向けて、学校内に整備する放課後子ども居場所事業の導入を基本として、放課後の受け皿の整備に取り組んでまいります。</p>	案のとおりといたします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
46	「整備に係る基本方針（案）」といった形だけの外見な内容だけでは子どもたちの健やかで健全な成長や心遣、本当に居場所と思えるような寄り添いなど、補えない部分が多いと考える。 待機児童解消に向けて年々ニーズを増すばかりだが、人手も整備も整わない中で居場所事業を進めることは、そこで過ごす児童一人ひとりの細やかな対応、安全性において懸念が残る。 p1 「3 課題に対する施策」（1）待機児童の解消について、「早期に放課後子ども居場所事業の導入が困難な学区については、民間学童クラブの整備により対応する」とあるが、この対応は一方的で無責任な言葉ではないだろうか。 居場所事業が必要となるほど整備できない理由は空き教室の確保、人材の確保、児童の安全面における対応ができないからではないのか。そこを民設学童に頼り整備を図るのあればその理由と具体的な整備の対応を明記すべき。 待機児童解消と引き換えにむやみに居場所事業拡大を進めることは、子どもたちが安全に過ごす権利を奪うことになりかねない。 これまで公設学童を増やさずに民設学童に任せてきた実態、待機児童が増えることに対しこれまできたまはどう対応してきたのか、それも明記すべきではないか。 今後公設学童、民設学童、子ども居場所事業の3者が協力し合い、対応していく事でよりよい子どもたちの居場所となることと願う。	全般	1	待機児童の解消にあたっては、放課後子ども居場所事業の導入を基本とし、利用ニーズの増加に比較的柔軟に対応可能な民設放課後児童クラブの整備と合わせて、取り組んでまいります。 民設放課後児童クラブの整備に対する支援については、令和5年度に新たにクラブを設置するための改修経費に対する補助金の拡充を行っており、今後も、物件確保の支援に努めてまいります。	案のとおりといたします。
47	先行している居場所事業のモデル事業について、居場所事業利用者、民設学童利用者、民設から居場所事業に移った利用者のヒアリングをし、その取りまとめをしたうえで基本方針の原案を作成、ヒアリング結果とともにパブコメに回るべきだと思います。 居場所事業による「保育」と「保護者会運営」の民設放課後児童クラブでは、子どもの過ごし方、できごと、保護者と支援員の関係性、保護者同士の関係性は全く別次元のものです。その違いを前提条件として明示すべきです。 パブコメに因るには、情報が少なすぎる印象です。	全般	1	放課後子ども居場所事業のモデル事業の効果や実施状況については、さいたま市放課後子ども総合プラン推進委員会で報告し、さいたま市都市経営戦略会議で審議しており、各会議に関する市ホームページにおいて資料を公開しております。	案のとおりといたします。
48	「1 基本的な考え方」について、学童保育は単に「子どもが怪我なく過ごせば良い場所」ではないです。「安全・安心な放課後の居場所」とあるのを、「安全・安心な放課後の居場所であり、かつ子どもが主体性を持って過ごしながら、さまざまな人の関わりの中で成長し、また保護者にとって子育ての支援となる場」とすべきだと思います。	1	1	本基本方針（案）は、待機児童の解消や保護者負担の軽減、多様なニーズへの対応といった、本市の抱える課題に対応するための整備に係る方針を定めるものです。 基本的な考え方については、その目的や方向性が分かりやすくなるよう簡潔、明瞭な表現にしています。児童の健全な育成支援や保護者の就労等と子育ての両立支援については、各事業の実施要綱において位置づけています。	案のとおりといたします。
49	「3（2）保護者負担の軽減」について、保護者の負担はさまざまあるので、どの部分の負担を軽減するのか明示してください。 特に負担を感じているのは、新設、分離が必要な場合に物件を探したり、修繕への対応、また支援員の確保などです。 保護者が主体的に「学童づくり」に携わること負担とは思っていない人も多いです。	1	1	保護者負担については、2（2）において、クラブを開設するための物件探しやクラブ運営に係る事務などが課題となっている旨記載しています。	案のとおりといたします。
50	「4（1）ウ「保護者負担軽減の観点から、保護者の意向も踏まえながら導入」が、どのようなことを示すのか、全くわかりません。保護者負担軽減となることのみ導入という意味でしょうか。そうだとしたらそれどのようなことでしょうか。わかりやすく書き直してください。	2	1	放課後子ども居場所事業の導入による保護者負担の軽減については、クラブ新設のための物件探しや人材確保の負担が生じないことや、民設放課後児童クラブから放課後子ども居場所事業に転換することで、運営自体から撤退することも可能となることが想定されます。	案のとおりといたします。
51	「4（2）ア「放課後子ども居場所事業を早期に導入できない学区に限り」→「一定の地域保護者の希望があれば」に変更。 民設放課後児童クラブは、p1の3（1）にあるように「多様なニーズへの対応」のはずですので、居場所事業を導入できない学区に限るは誤りです。	2	1	民設放課後児童クラブは、令和7年4月1日時点で262か所あり、市内のほぼ全域で運営されています。待機児童の解消のためには、放課後子ども居場所事業が早期に導入できない学区において、民設放課後児童クラブを整備する必要があります。	案のとおりといたします。
52	「5（2）」について、最後に「委託実施基準の見直しを行う際は、事業団体代表と事前に協議する。」を加えてください。見直しが適切かどうかは協議のうえ決める必要があると思います。	2	1	委託実施基準の見直しにあたっては、議会や関係団体等の要望も踏まえ、市において適切に実施しております。	案のとおりといたします。
53	「5（3）運営継続のための支援」について、居場所事業移行の影響がどのように出ているかわかりません。 また、民設放課後児童クラブをなくして居場所事業をやしてほしいという要望を出したことはありません。よって、居場所事業導入に伴って民設放課後児童クラブが一つなくなることに、期限を設けず支援は続けてください。 委託料支援や入居事業貸付物件の原状回復、移転費用に対する補助は、「初年度分」、「3年以内」といった記載を無くすか、「導入後1（3）年後状況を確認、協議のうえ決定する」にしてください。	2	1	運営継続のための支援のうち、入室児童数減少に伴い減少した利用料及び委託料に対する支援については、令和6、7年度のモデル事業の検証において、導入初年度のみ学区内等の民設放課後児童クラブの入室児童に影響があると確認できたことから、このように定めたものです。引き続き民設放課後児童クラブの入室児童数への影響を注視し、必要な対応について検討してまいります。	案のとおりといたします。
54	「5（3）その他の支援」について、経験豊富な放課後児童支援員を居場所事業や民設クラブ事業者へ紹介、とありますが、経験豊富かどうかに関わらず、希望する有資格者には責任を持って適切なマッチングを行なってください。市の画一的な新事業により、これまで職務的に勤務し、子ども一人ひとりと丁寧に関係を築き、子どもにとってかけがえのない存在となっている支援員が職を失うことのないようにしてください。	2	1	放課後児童支援員等の紹介については、放課後子ども居場所事業の導入の際に勤務している全ての方のうち希望者を対象として実施しております。	案のとおりといたします。
55	「7 待機児童の解消」について、定量的な目標は必要ですが、居場所、クラブ共に「待機児童を解消するための施設」ではありません。居場所、クラブの整備にあたり、子どもにとってどのような場所であるべきか理念を別立てて書くべきです。（本来はそれが一番最初にあるべき）	3	1	本基本方針（案）は、待機児童の解消や保護者負担の軽減、多様なニーズへの対応といった、本市の抱える課題に対応するための整備に係る方針を定めるものです。 また、本基本方針（案）の「6安全・安心な育成支援環境整備のための支援や国の動向への対応」において、関係法令に定める基準に従い適切な人員の配置や専用区画面積の確保、設備・備品等の整備、安全管理体制の構築等に取り組むこととしております。	案のとおりといたします。
56	「8 その他」について、実施計画の行程を示してください。意見を聞く機会をいつ、あるいは事業前、事業開始後1年等、あらかじめ設定してください。そして丁寧な意見の汲み取り・反映をお願いします。	3	1	基本方針に定める方向性に従って事業を進めていく中で、現在も取り組んでいるとおり、適宜、意見聴取を行っています。	案のとおりといたします。
57	1ページ、「2 本市の課題」の「(3) 多様なニーズへの対応」について、本項では「夏休みなど長期休業中のみや短時間の利用」と、放課後子ども居場所事業のニーズのみを例に挙げているが、民設放課後児童クラブのニーズも挙げていただきたい。例えば「保護者会に参画することで子ども同士のトラブル発生時に保護者間で連携を取りやすい」「保護者会で支援員から子どもの保育状況について定期的に報告をいただける」「行事の自由度が高い」といった点が考えられる。	1	1	保護者会が運営する民設放課後児童クラブに対する利用ニーズについては、現状で充足していると認識しているため、課題とは考えておりません。	案のとおりといたします。
58	2ページ、「4 整備方針」の「(1) 放課後子ども居場所事業」の「ウ」について、『保護者負担軽減』の観点だけではなく、民設放課後児童クラブの「持続可能性」や「支援員の雇用」も観点に加えていただきたい。『保護者会の意向も踏まえながら』としているが、観点が『保護者負担軽減』だけでは放課後子ども居場所事業の導入入きと映る。	2	1	放課後子ども居場所事業の導入による保護者負担の軽減については、クラブ新設のための物件探しや人材確保の負担が生じないことや、民設放課後児童クラブから放課後子ども居場所事業に転換することで、運営自体から撤退することも可能となることが想定され、こうした支援を希望する声もいただいていることから、方針の中に位置付けています。	案のとおりといたします。
59	2ページ、「4 整備方針」の「(2) 民設放課後児童クラブ」について、『に限り、整備する』という記載は見直しをいただきたい。施策として「両事業」を実施するのであるから、該当しない学区であっても民設放課後児童クラブを維持するための整備は必要と考える。	2	1	喫緊の課題である待機児童の解消のために、まずは放課後子ども居場所事業による整備を検討し、早期に導入できない場合に民設放課後児童クラブの整備により対応することとしているものです。	案のとおりといたします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
60	2ページ、「5 民設放課後児童クラブへの支援」について、(3)についてはあくまで一時的な支援であり、放課後子ども居場所事業を導入した学区で民設放課後児童クラブが運営を継続するためには、(2)における「委託実施基準の見直し」が不可欠と考える。児童数の減少が直ちに委託金の減額に繋がらないような基準を検討する趣旨の記載を盛り込んでいただきたい。	2	1	委託実施基準については、国の制度変更柔軟に対応できるよう令和4年度に見直ししたものであり、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置しているクラブに対する委託料の増額等、その拡充に努めているところでも、児童や保護者が希望する放課後の受け皿を選択できるよう、国の動向も踏まえながら、民設放課後児童クラブに対して、引き続き必要な支援について取り組んでまいります。	案のとおりといたします。
61	2ページ、「6 安全・安心な育成支援環境整備のための支援」とあるが、学校の空き教室を使用し、公募で募った事業者で、毎年同じ支援員に任せてもらえなくともわからないのでは、安心安全とは言えないと思う。今まで、さいたま市の委託を受けた民営の支援員として、たくさん研修を受け、より良い支援ができるようにと頑張ってきたが、いつ自分達の学童が無くなるかわからないという先が見えない今、このままでは経験のある 良い人材がどんどん他市に流れていってしまうと思うと残念だ。せめて、もう少し居場所事業と民営の保育料の差が無ければ、保護者も中で選べるのにもと思う。あまりにも金額の差があり、何も知らない人に中身で勝負できないところがゆがむ。	2~3	1	民設放課後児童クラブについては、児童や保護者が希望する放課後の受け皿を選択できるよう、本基本方針(案)に示した運営継続のための支援を実施してまいります。あわせて、本市の小学生の放課後の居場所について、児童や保護者が比較、検討することが出来るよう、市ホームページにおいて、引き続き必要な周知に取り組んでまいります。	案のとおりといたします。
62	「5 民設放課後児童クラブへの支援(3)【運営継続のための支援】」について、「初年度分」、「3年以内」などの期限は、削除すべき。 「1 基本的な考え方」に、放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブの両事業により実施と記載しており、民設学童は継続すべき事業となっている。居場所事業が実施される当該学区の民設学童の児童数はその影響により減少になる事は明らかだが、その減少推移は導入前の児童数や学年や兄弟入所の人数や運営状況などにより差があり(民設放課後児童クラブ利用の児童・保護者の多くは卒業まで慣れた同じ環境にいたいと思う事が多い) それに期限を付けることは不公平といえる。 また、「3年以内」となっているが導入3年目年度内に閉所となると実質は2年である。期限を設けると統合や規模縮小を早めさせる事となり、その期間適正規模での保育を行えなくなる可能性がある。民設クラブの更なる安定化を図るための支援とは言えない。	2	1	運営継続のための支援については、令和6、7年度のモデル事業の検証において、導入初年度のみ学区内等の民設放課後児童クラブの入室児童に影響があると確認できたことから、このように定められたもので、引き続き民設放課後児童クラブの入室児童数への影響を注視し、必要に応じて検討してまいります。	案のとおりといたします。
63	「5 民設放課後児童クラブへの支援(3)【その他の支援】」について、「処遇改善費の経験年数を、市内に限り法人を変更した際も持ち越しを可能とする」を追加すべき。 提案にある民設クラブ→放課後居場所事業、民設クラブ→民設クラブ(他法人)では、処遇改善費の経験年数がリセットされてしまう。経験豊富な支援員でも年取減となり、専門性を持った貴重な人材が市内の放課後事業から流出する可能性がある為、市独自の支援を必要とする。	2	1	処遇改善費の経験年数については、令和7年度から勤務するクラブ等の入室児童数の減少や廃止に伴い、運営法人の都合により退職し、他の法人が運営するクラブ等に勤務する場合は、異なるクラブ等での勤務も通算することができるよう見直しを行っております。	案のとおりといたします。
64	「6 安全・安心な育成支援環境整備のための支援や国の動向への対応」について、「適切な人員の配置(障害児の受け入れに必要となる支援員の配置に対する補助を含む)」を追加すべき 国の基準では、障害児が6名以上で支援員3名、9名以上の場合に支援員4名までの配置が認められているが、さいたま市は2018年以降、障害児6名以上でも支援員2名の配置の基準しか設けていない。 放課後居場所事業は定員がなく、毎日児童も入れ替わり、特別な支援が必要な児童への安全・安心な環境が整っていない。放課後サービスは、長期休みに働く保護者と開所時間が合らない問題がある。発達障害等の診断を受ける児童は年々増加している。今後、民設学童への対象児童の利用が増え、負担増が懸念され運営負担となる可能性がある。配置基準・加配加算は国の施策基準に合わせるべき。	2~3	1	障害のある児童の受け入れに係る配置基準・加配加算については、各クラブでの受入状況等を注視しながら、本市での活用について、継続的に検討してまいりたいと考えております。	案のとおりといたします。
65	「8 その他」について、利用者アンケートで満足度を判断する手法は見直すべきではないか。居場所事業と別事業であり法律に位置付けられた施策であるので「居場所事業と同様に事業が継続できるよう利用料等に配慮し支援する」と修正した方がいい。	3	1	退所の届出書類には、理由の記載欄を設けており、運営事業者において業務の参考とさせていただいているものと認識しています。	案のとおりといたします。
66	「5 民設放課後児童クラブへの支援(1) 放課後児童対策の受け皿の一つとして支援する」について、居場所事業と別事業であり法律に位置付けられた施策であるので「居場所事業と同様に事業が継続できるよう利用料等に配慮し支援する」と修正した方がいい。	2	1	放課後子ども居場所事業の利用料金については、現在実施している13校の事業費の推移や近隣民設クラブの実情等も検証した上で、適正な利用料金の設定について検討してまいりたいと考えております。	案のとおりといたします。
67	「5 民設放課後児童クラブへの支援(3) 放課後子ども居場所事業の導入に伴う民設放課後児童クラブへの影響に対して、以下のとおり支援を行う」について、「各学区に1つの民設放課後児童クラブを維持できるよう委託料を設定する」と修正した方がいい。	2	1	民設放課後児童クラブについては、児童や保護者が希望する放課後の受け皿を選択できるよう、本基本方針(案)に示した運営継続のための支援を実施してまいります。あわせて、本市の小学生の放課後の居場所について、児童や保護者が比較、検討することが出来るよう、市ホームページにおいて、引き続き必要な周知に取り組んでまいります。	案のとおりといたします。
68	具体的な当方の現状 ・学区→与野南小学校 ・住まい→南与野駅周辺 ・申し込みを断られた民設クラブあり →かたつむり学童給付 理由：給付小学校学区の生徒のみ受け入れ 1ページ目 待機児童の定義について 一数字だけではわからない現状があり、潜在的待機児童がいると思う。地域格差も大きいと思う。調査をしっかりとって出発点を再検討して欲しい。 (理由) ・与野南小学校学区は公にされている民設クラブが全くないので定義付けの調査対象になっているのか疑問が残ります。(HP内、放課後児童クラブ(民設)参照) ・住まいの地域によって公設クラブしか申し込みない状況です。 (自宅より遠く送迎などを考慮すると入室困難な民設クラブしかない) ・空きがあるにもかかわらず学区が違う理由に申し込み自体を受け付けていない民設クラブもあります。 4(1) イ、待機児童の生じている学区もしくは待機児童が生じることが見込まれる学区から優先的に導入する。 一待機児童数だけでなく、与野南小学校含め同様の状況下にある市内の学区、周辺の民設クラブ数、学区内でクラブの設置場所が偏っている地域についても考慮し早期に導入して欲しい。 (理由) 4(2) ア 放課後子ども居場所事業を早期に導入できない学区に限り、民設放課後児童クラブを整備する 一新設はもちろん希望していますが、民設クラブに対し受け入れ拡充等、指導も検討して欲しい。 (理由) 現在、南与野駅周辺は以下の状況です。(どちらも学区外の民設クラブ) 民設クラブ1件目：少ない定員を他校と分ける形になっていて入室待ちがかなりの人数になっている 民設クラブ2件目：空きはあるが他学区のため受け入れお断り (受け入れ可能な学区は放課後子ども居場所事業を導入済) 特に、放課後子ども居場所事業を導入済の学区内に民設クラブがあり更にそちらに空きがある状況は違和感があります。 このような場合は受け皿として成立しているのでしょうか。 この状態で5記載の支援を受けているのであれば疑問が残ります。 少しでも状況を知って頂きたい当方の具体的な現状、同学区世帯の話を交え乱文ながらこちらを書かせて頂きました。 祖父母も遠方になり共働きの子育てで核家族世帯にとって放課後のこども達の居場所がない事はかなり重大な問題です。一日でも早い解決を望んでいます。	1~2	1	市としては、異なる学区であっても、児童が小学校から通える範囲の民設放課後児童クラブにおいて、受入することが望ましいと考えております。一方で、複数の学校行事に合わせた人員配置が必要となることから、受入の可否については、各運営事業者の判断によることとなります。 待機児童の算定にあたり、いただいた御意見を参考といたうえで、放課後子ども居場所事業の導入校等について検討するとともに、近隣学区の民設放課後児童クラブにおける受け入れについて、運営事業者と協議してまいります。	案のとおりといたします。



意見番号	ご意見の概要	該当するページ	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
69	「4. 整備方針（1）放課後子ども居場所事業」について、ア、令和8年度～とありますが、現在芝原小学校に通っている2年生ですが、芝原小学校は、居場所事業をやるのに対し、芝原小学校は居場所事業をやらないため、大変困ります。芝原小学校も早急にお願ひしたいです。	2	1	いただいた御意見を参考に、放課後子ども居場所事業の導入校について検討してまいります。	案のとおりといたします。
70	「3 課題に対する施策（1）待機児童の解消について、「放課後児童クラブと放課後子ども教室」とあるので、「放課後児童健全育成事業（公設放課後児童クラブ：区分2）と放課後子ども教室（区分1）」と修正した方が良い。 市が公開している放課後子ども居場所事業の資料によって名称が違っています。具体的には、資料によって「放課後児童クラブ/放課後児童健全育成事業/区分2」と「放課後子ども教室/区分1」、というふうには呼び名がそれぞれの資料でバラバラになっています。きちんと統一してください。個人的には「放課後児童健全育成事業（公設放課後児童クラブ）」と「放課後子ども教室」で統一していただけたらと分かりやすいです。	1	1	放課後子ども居場所事業の検討段階から、事業内容をイメージしやすいように馴染みのある放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に実施する事業と説明してきましたが、御意見を踏まえ、「放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室を一体的に実施する」という表現に修正します。	「3(1)待機児童の解消」について、「放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に実施する」を「放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室を一体的に実施する」に修正します。
71	「8 その他」について「子ども、保護者」とあるので、「利用対象となりうる全ての子ども、およびその保護者」と修正した方が良い。 現状の文章では、「子ども、保護者」がどの範囲を示しているかが明確ではありません。待機児童の解消を目的とする本事業の性質を考慮した場合、放課後子ども居場所事業に登録している子どもとその保護者からの意見のみでは不十分だからです。「現状の放課後子ども居場所事業の体制では、放課後子ども居場所事業および民設放課後児童クラブを利用できない」という状況にある子ども（あるいは保護者）の声をしっかりと汲み取る必要があります。実際これまで市がモデル事業の実証報告として公開しているアンケートはすべてアンケート実施時に居場所事業を利用している児童と保護者のみでした。本来は、該当居場所事業を利用し得る全児童と全保護者、つまりは該当する小学校の全生徒として保護者に対しておこなうべきものです。	3	1	意見を聞く対象の子ども、保護者については、放課後子ども居場所事業の利用者に限定していません。アンケート調査については、放課後子ども居場所事業を現に利用している児童や保護者に評価していただき、その結果を公表することで、事業を利用しない方々からも御意見やお問い合わせをいただけているものと考えています。	案のとおりといたします。
72	「6 安全・安心な育成支援環境整備のための支援や国の動向への対応」について「構築等に取り組む。」とあるので、「市が責任を持って構築等に取り組む。」と修正した方が良い。 現状の文章では誰が責任を持って取り組むかが不明確です。「受託事業者」ではなく「市」が最終的な責任を負うことを明記してください。明記すべき理由としては、本一体化事業の一部である放課後健全育成事業については「さいたま市 放課後児童健全育成事業 実施要綱」にて第1章 総則第3条（市の責務）として「市は、法第21条の6の規定に基づき、児童の健全な育成に資するため、本事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実現に努めなければならない」と記載がありますので、放課後子ども居場所事業においても踏襲して明文化すべきです。	3	1	本基本方針（案）は、市が主体となって取り組むべき方向性について定めているものです。 児童の生活の場の確保については、市町村が条例で定める基準に基づき、専用区画の設置に加え、専任する複数の放課後児童支援員等の配置が必要であると認識しており、放課後子ども居場所事業は兼用室も活用することによって、この要件を満たして運営しております。	案のとおりといたします。
73	「4 整備方針（1）放課後子ども居場所事業 エ」について「事業の拠点となる専用室が」とあるので、「放課後児童クラブを利用する全児童の生活の場を確保する専用室が」と修正した方が良い。 さいたま市ホームページの『令和7年度「さいたま市放課後子ども居場所事業」のモデル事業について』内の「利用区分」に掲載されている表の中で、活動内容として下記のものがあります。 区分1：【遊びの場】 区分2：【遊びの場+生活の場】 区分2は、放課後児童健全育成事業を指しているの、区分1：放課後子ども教室とは違い【生活の場】が追加されているかと思うのですが、厚生労働省編「改訂版 放課後児童クラブ運営指針解説書 P.159～160」を参照すると、単なる「事業の拠点となる専用室」ではなく「放課後児童クラブを利用する全児童の生活の場を確保する専用室」を整備する基本方針が放課後児童健全育成事業である以上は明文化されるべきかと思えます。	2	1	児童の生活の場の確保については、市町村が条例で定める基準に基づき、専用区画の設置に加え、専任する複数の放課後児童支援員等の配置が必要であると認識しており、放課後子ども居場所事業は兼用室も活用することによって、この要件を満たして運営しております。	案のとおりといたします。
74	「3 課題に対する施策（1）待機児童の解消について、「放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に実施する」とあるので、「放課後子ども教室を併設している放課後児童クラブの実施」と修正した方が良い。 「放課後子ども教室」と「放課後健全育成事業」は、それぞれ事業の目的が全く異なるものであると同時に、職員配置基準や利用者へ用意すべき環境も全く異なる事業なので「一体化：一体的に運営する」すべきものではありません。現在の児童館併設型の放課後児童クラブのように、居場所事業においては放課後児童クラブ（放課後健全育成事業）を利用する子どもたちが希望すれば、併設されている「放課後子ども教室」を利用して、という捉え方のほうが一般市民としては理解しやすくて嬉しいです。	1	1	令和7年12月に国から示された「放課後児童対策パッケージ2026」において、「子ども達に豊かな体験を提供する観点及び子どもや子育て家庭が安心して利用でき、かつ、放課後児童対策を持続可能な形で実施する観点から、過密状態を避ける視点も持つた上で、小学校内で実施される放課後児童クラブと放課後子供教室との校内交流型を強力に推進することとし、普通教室のタイムシェアを含めた、学校施設等の既存施設を活用を、より一層推進する。」とされています。こうした国の動向や他自治体の先進的な取り組みを踏まえ、一体的に運用する放課後子ども居場所事業を実施することとしたものです。 なお、放課後子ども居場所事業の検討段階から、事業内容をイメージしやすいように馴染みのある放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に実施する事業と説明してきましたが、「放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室を一体的に実施する」という表現に修正します。	案のとおりといたします。
75	「6. 安全、安心な育成支援環境整備のための支援や国の動向への対応」について、関係法令に定める基準に従い適切な人員の配置や専用区画の確保とあるが、この基準が本当に実際の支援の場面で適切であるのか、とても疑問である。（実際にモデル事業を経験しての思いである。）基準以上が必要。	2～3	1	放課後子ども居場所事業及び民設放課後児童クラブの利用者アンケートにおいて、いずれも多くの方に満足いただいていることや重大な事故もなく運営出来ていることから、適切と考えております。	案のとおりといたします。
76	「8. その他」について、各事業の実施にあたっては、子ども、保護者（アンケートの実施を行っている）、事業者、関係機関等の意見を聴く機会を設けるとあるが、本場の現場の声（支援員）を、じっくりと聴く機会を設けてほしいと思う。通り一遍ではなく（ほんの数分間、市の職員のかたと見に来るだけで本当に必要な支援は見えてこないし、見えていても現場にその事が反映されない）年に何回、意見を聴く機会を設けるかをはっきりと決め、聴いた事をこの事業に生かしてほしい。	3	1	民設放課後児童クラブ等への巡回訪問だけでなく、放課後児童支援員の方々との懇談会に毎年参加することで、意見聴取に努めております。	案のとおりといたします。
77	「2. 本市の課題」について、本方針案の課題に保育の質・働く人が定着すること、子どもを見るのに十分な人材を確保することを明記して頂きたいです。子どもと一緒に過ごす大人が入れ替わりが激しければ、子どもが不安になってしまいます。また、十分な人材が確保できなければ、大人に余裕がなくなり、安全を守れなくなる恐れがあります。また、子どもの小さな変化に気がつくためにも、複数の大人の目が必要と考えます。また、子どもの小さな変化に気がつくためにも、複数の大人の目が必要と考えます。	1	1	本基本方針（案）において、安全・安心な育成支援環境整備のための支援として、放課後児童支援員等の人材確保、人材育成のための支援を行うこととしており、今後も引き続き取り組んでまいります。	案のとおりといたします。
78	「3. 課題に対する施策」について、居場所事業においても「40人程度の集団単位を基本とし、専任の有資格者を配置」という基準を適用して頂きたいです。何よりも大切なのは、預け先が見つからない保護者を減らすことではなく、子どもが楽しく、安心して過ごせる場所を確保することではないでしょうか。そのための基準を設けて頂きたいです。	1	1	放課後子ども居場所事業では、区分2の児童概ね40人一つの支援の単位とし、放課後児童クラブと同様の基準で有資格者等を配置することを実施要綱で定めております。	案のとおりといたします。
79	「3. 課題に対する施策（3）多様なニーズへの対応」について、居場所事業と学童の違いをもっと周知して頂きたいです。「配置は違うが中身は同じ」ではなく、数字を用いて、具体的に専門の人でも分かるよう伝えて頂きたいです。100名規模の事業責任者が直接支援を兼務する体制と学童の中身が同じと思われることのないようにして下さい。	1	1	放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブを比較・検討出来るよう、市ホームページにおいて、両事業の比較表や放課後子ども居場所事業の概要を公開しています。合わせて、民設放課後児童クラブの特色が分かるよう、運営事業者のホームページへのリンクを公開しています。	案のとおりといたします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
80	「4. 整備方針」について、放課後子ども居場所事業を早期に導入できない学区に限り一待機児童が多い地区こそ、子ども、保護者、学童の職員も皆、困っています。居場所導入を見込めた分難や、見込んでいるから分難できない状況です。そしてずっと遅い状態が続いている高学年が点数制により、退所しなければならぬ事態も起きます。ですから、「居場所事業を早期に導入できない学区に限り」という文言は削除して下さい。また保育料の格差をなくして下さい。	2	1	整備方針については、待機児童が生じている学区もしくは待機児童が生じることが見込まれる学区から優先的に放課後子ども居場所事業を導入することとし、早期に導入できない学区については、民設放課後児童クラブの整備により対応することとしています。 放課後子ども居場所事業の導入見込がある学区で、民設放課後児童クラブを整備することは、二重投資の懸念につながるから、必要な条件であると考えております。 放課後子ども居場所事業の利用料金については、現在実施している13校の事業費の推移や近隣民設クラブの実情等も検証した上で、適正な利用料金の設定について検討してまいりたいと考えております。	案のとおりいたします。
81	「3. 課題に対する施策 (2) 保護者負担の軽減」について、保護者負担の軽減は無く、廃止してほしい。 理由としては、保護者が学童経営に携わることは負担が大きすぎてあり得ない、毎年、できればやりたくない役員をやらざるを得ない保護者が大半で、むりやりやっているのが現状である。 役員決めから始まり、前任者からの仕事の引き継ぎなどを、毎年毎年1から始めていることが信じられない。	1	1	放課後子ども居場所事業の導入による保護者負担の軽減については、クラブ新設のための物件探しや人材確保の負担が生じないことや、民設放課後児童クラブが放課後子ども居場所事業に転換することで、運営自体から撤退することも可能となると考えております。	案のとおりいたします。
82	「3 (1)」について、民設放課後児童クラブの整備 (施設探し、支援員の募集を深めて、さいたま市が責任をもつことにより対応する。と修正してください。	1	1	民設放課後児童クラブの整備に対する支援については、令和5年度に新たにクラブを設置するための改修経費に対する補助金の拡充を行っており、今後も、物件確保の支援に努めてまいります。 民設放課後児童クラブにおける人材確保に係る支援については、採用活動への支援として、市主催の合同就職説明会の開催やホームページにおいて職員募集の周知を行っております。また、継続的な処遇改善補助の拡充を進めるとともに、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置しているクラブに対する委託料の増額を行っております。 本基本方針 (案) においても、安全・安心な育成支援環境整備のための支援として、放課後児童支援員等の人材確保、人材育成のための支援を行うこととしており、今後も引き続き取り組んでまいります。	案のとおりいたします。
83	民設放課後児童クラブへの支援は、「公設学童と同額の負担となる様に委託金を増やすことにより、保護者の負担の軽減を図る」に修正して下さい。 希望する放課後の受け皿を選択できるよう、保育料が居場所事業と同等となるよう支援する。に修正して下さい。 居場所事業により、支援として働き続けられる場としての信頼が得にくく、人手不足のままの学区もある。保護者の選択できる受け皿として、継続的な子育て支援、子ども達の安心できる放課後の質を保つ為に、民設クラブへの支援を大幅にUPして下さい。	2	1	民設放課後児童クラブへの委託金については、国の補助制度に対応し、委託実施基準の見直しを適切に行い、児童や保護者が希望する放課後の受け皿を選択できるよう、引き続き必要な支援について取り組んでまいります。	案のとおりいたします。
84	「6 安全、安心な育成支援環境整備のための支援や国の動向への対応」について、関係法令に定める基準に従い適切な人員配置や専用区画面積の確保、設備、備品の確保への所現状として人員の確保ができていない、また現場で必要な設備の修繕、改築を優先して行う必要があると考える。 また、居場所事業において、空き教室の確保をした際に児童の使用できる場所 (飲食) や行事などは事業所、運営会社によって様々なやり方があると思いますが、それに伴う職員は「見守り」だけで良いのか?と思う。 法令を基準は大前提だが、人員に関しては基準以上に人員配置できるように整えてほしい。(職員不足による業務内容の増加、年休の取得の難しさで、仕事に就く人員が増えていかない)	2	1	放課後子ども居場所事業における人員の確保については、運営事業者において適切に対応しているものと認識しておりますが、処遇改善に係る補助を実施する等により、支援に努めてまいります。 また、民設放課後児童クラブにおける人材確保に係る支援については、採用活動への支援として、市主催の合同就職説明会の開催やホームページにおいて職員募集の周知を行っております。また、継続的な処遇改善補助の拡充を進めるとともに、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置しているクラブに対する委託料の増額を行っております。 本基本方針 (案) においても、安全・安心な育成支援環境整備のための支援として、放課後児童支援員等の人材確保、人材育成のための支援を行うこととしており、今後も引き続き取り組んでまいります。 市有施設や設備の修繕については、現場の要望を踏まえて、必要性や緊急性を勘案して順次対応しております。また、民設放課後児童クラブについては、施設の安全・衛生環境の整備や障害児の安全を確保するために必要な施設改修に係る経費に対する補助を行っております。 放課後子ども居場所事業では、単なる見守りではなく、児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図れるよう取り組んでまいります。	案のとおりいたします。
85	基本方針 (案) において、民設放課後児童クラブの継続が明記されている点は評価します。しかし、居場所事業の導入が優先され、民設クラブがあくまで「代替手段」として扱われている現状には強い懸念を抱いています。 民設クラブは長年、地域の実情に寄り添い、多様な家庭のニーズに応えてきた重要な育成基盤であり、その価値が十分に位置づけられていません。実際に、モデル事業の検証では居場所事業の導入により児童数が大きく減少し、運営基盤が揺らぐケースが確認されていますが、初年度のみでの支援では継続を支えるには不十分です。また支援員の確保・定着は依然として深刻な課題であり、保育の質を維持するためには市独自の継続的な支援が不可欠です。民設クラブが地域から失われれば、基本方針が掲げる「多様なニーズへの対応」は実現できなくなります。 さらには、利用を継続できなかった家庭の苦しみも反映できる調査手法の導入を求めます。子どもと保護者が安心して選べる放課後環境を守るためにも、居場所事業と民設クラブが共存し、持続可能に運営できる制度設計と、民設クラブへの支援拡充を強く要望します。	全般	1	本市ではこれまで、利用ニーズの変動に比較的迅速に対応可能な民設放課後児童クラブの整備により、待機児童の解消に努めてきましたが、物件の確保が困難なこと等から、利用ニーズの増加に整備が追いついておらず、待機児童の解消が喫緊の課題となっています。 そのため、受け皿の整備の方針として、まずは放課後子ども居場所事業による整備を検討し、早期に導入できない場合に民設放課後児童クラブの整備により対応することとしています。 民設放課後児童クラブの位置づけは、放課後子ども居場所事業と同格と認識しており、児童や保護者が希望する放課後の受け皿を選択できるよう、引き続き必要な支援について取り組んでまいります。 退所の届出書類には、理由の記載欄を設けており、運営事業者において業務の参考とさせていただいているものと認識しています。	案のとおりいたします。
86	4整備方針の(1)について、エ及びオを理由としてイが実施出来ない事は問題である。2025年度、針ヶ谷小で居場所事業が始まった。モデルケースとしての導入であったが、行政からの連絡は一切なかった。居場所事業が始まって、実際に登録者数を見ても、確かに公設・民設合わせても待機児童が出る可能性はあった。しかし、民設学童ではそういった可能性を考え、新たな学童の施設準備をした。ウの保護者等の意向が図られていない。行政側はその事実を知ることが出来なかったと思われる。またこの年隣の木崎小学校区では、民設学童に待機児童が発生し、新たに学童を作ることが難しかったため、針ヶ谷小の民設学童と越境することとなった。しかし子どもたちは30分以上歩いて学童に来るしかなく、下校の際の安全と熱中症対策などに対応した。その後木崎小でも民設学童を新設したが、年末に指導員が退職することとなり、周りの学童から指導員のシフトを調整して対応した。このような不安定な運営では「子どもの安全」は守れないのではないかと不安である。(2)のアに関して、整備の具体的な且つ詳細な説明が必要と考える。居場所事業は待機児童をなくすための施策であるのに、早急に必要としている学校区に導入できない理由として(1)のエ及びオを明記していることがそもそも問題であり、施策の実現が難しくなると思われる。	2	1	「4整備方針 (1)」のエとオについては、放課後子ども居場所事業を安全かつ確実に運営するために必要な条件であると考えております。	案のとおりいたします。
87	基本方針には、おおむね賛同します。しかし、一方で、利用する児童に対して、支援員の数や教室をいくつ確保するのかなどの説明が一切ありません。とくに、支援員の人数は、とても大切ですが、1人1人を細かく見てほしいわけはありませんが、トラブルやケガがあったとき、然りと判断できるような人数確保が必要です。そういった説明もなく、形だけ整えているだけで、あとは委託業者に一任するというのでは、いい方向にならないと思料します。 であれば、児童クラブも残しつつ、居場所事業とうまくすみわけできるほうが良いです。ご検討をお願いします。	全般	1	放課後子ども居場所事業の職員配置については、「さいたま市放課後子ども居場所事業実施要綱」において、安全・安心な放課後の居場所を提供するために必要な配置基準を明確に定めています。 また、専用面積の確保については、「さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」や教育委員会と連携して作成したマニュアルに基づいて確保することとしており、本基本方針 (案) においても、関係法令に定める基準に従い適切な人員の配置や専用区画面積の確保等に取り組むこととしております。	案のとおりいたします。
88	今年度新1年生で学童入れず待機児童になりました。11月から入れましたが、仕事にも影響がでて働きを調整せざるを得ませんでした。妹もいるので、宮原小にもモデル校になってほしいと切に願います。	全般	1	いただいた御意見を参考に、放課後子ども居場所事業の導入校について検討してまいります。	案のとおりいたします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
89	本方針案が掲げる「待機児童の早期解消」および「保護者負担の軽減」という目標については、子育て世帯の現状を鑑み、強く賛同いたします。しかしながら、提示された具体策においては、本市が2012年の「さいたま市の放課後児童クラブのあり方」で重視してきた「保育の質」や「人材の確保・定着」という視点が欠落しており、極めて懸念されます。 行政の都合による「量の確保」が、子どもたちの「安全な生活の質」を損なうことがないよう、さいたま市が長年積み上げてきた「放課後児童クラブのあり方」の誇りを捨てず、単なる「場所の提供」ではない、子どもたちの「育ちの場」を守る基本方針へと修正されることを強く要望いたします。	全般	1	本基本方針（案）は、待機児童の解消や保護者負担の軽減、多様なニーズへの対応といった、本市の抱える課題に対応するための整備に係る方針を定めるものです。 また、本基本方針（案）の「6 安全・安心な育成支援環境整備のための支援や国の動向への対応」において、関係法令に定める基準に従い適切な人員の配置や専用区画面積の確保、設備・備品等の整備、安全管理体制の構築等に取り組むこととしております。	案のとおりといたします。
90	「保育の質」および「人材確保」を課題の柱に据えること (該当箇所：2 本市の課題) ・意見：本方針案の課題に、「放課後児童支援員等の人材確保と定着、および保育の質の維持・向上」を明記してください。 ・理由：2012年の「あり方」では重視されていた「質」の視点が今回の方針案から抜け落ちていますが、現場の人手不足は当時より深刻化しています。専門性の高い支援員が不足する中で事業拡大は、事故のリスクを高めるだけでなく、子どもの健全な発達を阻害する恐れがあります。放課後の「事業」の整備という視点で、保育の質を担保する視点は欠かせません。	1	1	放課後子ども居場所事業における人員の確保については、運営事業者において適切に対応しているものと認識しておりますが、処遇改善に係る補助を実施する等により、支援に努めてまいります。 民設放課後児童クラブにおける人材確保に係る支援については、採用活動への支援として、市主催の合同就職説明会の開催や市ホームページにおいて職員募集の周知を行っております。また、継続的な処遇改善補助の拡充を進めるとともに、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置しているクラブに対する委託料の増額を行っております。加えて、市主催による研修の開催や専門知識、実務経験を備えた職員による巡回相談等も実施しているところです。 本基本方針（案）においても、安全・安心な育成支援環境整備のための支援として、放課後児童支援員等の人材確保、人材育成のための支援を行うこととしており、今後も引き続き取り組んでまいります。	案のとおりといたします。
91	居場所事業における「安全基準」と「有資格者配置」の明確化 (該当箇所：3 課題に対する施策、6 安全・安心な育成支援環境整備) ・意見：居場所事業（特に区分2）においても、放課後児童健全育成事業の財源を充てる以上、「40人程度の集団単位を基本とし、専任の有資格者を配置する」という学童保育の基準を厳格に適用してください。 ・理由：議会答弁での「配置は違うが中身は同じ」という説明は、現場の安全管理上、論理破綻しています。100名規模の事業責任者が直接支援を兼務する体制では、子どもの細やかな変化に対応できません。財源の論理ではなく、子どもの安全を最優先した配置基準を方針に明記すべきです。	1～3	1	放課後子ども居場所事業では、区分2の児童概ね40人一つの支援の単位とし、放課後児童クラブと同様の基準で有資格者を配置することを実施要綱で定めております。	案のとおりといたします。
92	民設クラブの「補完的扱い」の是正と共存のための経済的支援 (該当箇所：4 整備方針、5 民設放課後児童クラブへの支援) ・意見：民設クラブを「居場所事業が導入できない場合のみ整備する」といった、代替手段であるかのように扱った表現を改め、「多様なニーズに応える質の高い専門機関」として正當に位置づけください。また、居場所事業との約2倍の保育料格差を是正するため、民設クラブへの委託金増額および利用料補助の拡充を恒久的な措置として方針に盛り込んでください。 ・理由：保育料格差による児童流出は、行政による「意図的な差別」を招きます。支援を導入初年度に限定せず、ニーズが変動する中で民設クラブが安定して存続できる仕組みがなければ、真の「多様なニーズへの対応」は不可能です。	2	1	受け皿の整備の方針として、まずは放課後子ども居場所事業による整備を検討し、早期に導入できない場合に民設放課後児童クラブの整備により対応することとしているものです。民設放課後児童クラブの位置づけは、放課後子ども居場所事業と同等と認識しており、児童や保護者が希望する放課後の受け皿を選択できるよう、引き続き必要な支援について取り組んでまいります。	案のとおりといたします。
93	支援員の雇用継続に対する行政の責任 (該当箇所：5 民設放課後児童クラブへの支援（3）) ・意見：行政の施策転換（公設廃止・居場所事業導入）に伴い職を失う恐れのある支援員に対し、単なる「紹介」に留まらない、具体的な雇用維持支援や処遇の保障を検討してください。 ・理由：市の待機児童対策に協力してきた民設事業者および支援員に対し、行政の都合で「運営が厳しくなれば紹介のみ」とする対応は極めて不誠実であり、本市の子育て支援を支えてきた人材の流出を招くこととなります。	2	1	放課後児童支援員等の雇用については、原則として雇用主である運営事業者において対応するものと認識しており、運営継続のための支援として、放課後子ども居場所事業導入初年度において減少した利用料及び委託料に対して、人件費相当分の支援を実施いたします。また、本市としても経験豊富な放課後児童支援員等については、引き続き市内で活躍していただきたいと考えていることから、本基本方針（案）のとおりの運営事業者への紹介に取り組んでまいります。	案のとおりといたします。
94	環境整備に向けた支援と国の動向に対する視点 (該当箇所：6 安全・安心な育成支援環境整備のための支援や国の動向への対応) ・意見：国の動向を注視する、というだけでなく、国の制度通りの補助を最低限として市独自の財源による支援や、保育の質の向上に向けた具体的な施策を明確に示してください。 ・理由：安全・安心の育成支援環境の構築には、施設・設備の充実はもちろんのこと、経験豊かな優秀な支援員の確保とその定着が不可欠です。そのためには、国の制度を最大限に活用することももとより、昨今の深刻な人不足を解消するため、市の独自判断による柔軟な支援（上乗せ補助やその他の人材確保支援策など）を可能とする体制を整えるべきです。	2～3	1	適切に事業が実施できるよう、人材の確保や施設環境の整備等、現在実施している様々な支援に引き続き取り組むとともに、国の制度の見直しに柔軟に対応することで、必要な支援に取り組んでまいります。	案のとおりといたします。
95	評価方法の改善：利用を「継続できなかった家庭」の声の反映 (該当箇所：8 その他) ・意見：事業の見直しにあたっては、満足度調査だけでなく、「利用を辞めた家庭」や「選ばなかった家庭」に対するヒアリングを必須のプロセスとして追加してください。 ・理由：現行の調査では、多忙な保護者や、制度の不備で通えなくなった「潜在的な困りごと」を持つ家庭の声が切り捨てられています。真に「子どももまなか」を掲げるのであれば、取り残された家庭の視点こそが方針の見直しに必要です。	3	1	退所の届出書類には、理由の記載欄を設けており、運営事業者において業務の参考とさせていただいているものと認識しています。	案のとおりといたします。

#### ■ 集計結果

意見提出者数	46名
意見項目数	95件
修正項目数	1件